

◎議 事 日 程（第 4 号）

平成28年12月12日（月曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 議案第53号 愛西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第 2 議案第54号 愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第55号 愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第56号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第57号 愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第58号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第59号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第60号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第61号 愛西市中央図書館の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第62号 東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第63号 西八幡団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第64号 諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第65号 平成28年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第66号 平成28年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第67号 平成28年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第68号 平成28年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第69号 平成28年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 請願第1号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願について
- 日程第19 請願第2号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願について
- 日程第20 請願第3号 年金積立金管理運用独立行政法人の改善見直しを求める請願について
- 日程第21 請願第4号 年金積立金管理運用独立行政法人の改善見直しを求める請願について
- 日程第22 請願第5号 後期高齢者の保険料軽減特例継続を求める意見書の提出を国に求める請願について
- 日程第23 請願第6号 後期高齢者の保険料軽減特例継続を求める意見書の提出を国に求め

る請願について

日程第24 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（20名）

1番	大島一郎君	2番	吉川三津子君
3番	近藤武君	4番	神田康史君
5番	竹村仁司君	6番	高松幸雄君
7番	山岡幹雄君	8番	大野則男君
9番	加藤敏彦君	10番	真野和久君
11番	河合克平君	12番	島田浩君
13番	杉村義仁君	14番	鬼頭勝治君
15番	鷺野聡明君	16番	八木一君
17番	石崎たか子君	18番	堀田清君
19番	大島功君	20番	大宮吉満君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永貴章君	副市長	鈴木睦君
教育長	加藤良邦君	会計管理者兼 会計室長	村津友章君
総務部長	佐藤信男君	企画政策部長	山内幸夫君
産業建設部長	恒川美広君	教育部長	石黒貞明君
市民協働部長	猪飼明君	上下水道部長	横井一夫君
消防長	足立信夫君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	水谷辰也君
子育て支援 プロジェクト 担当部長兼 児童福祉課長	伊藤辰明君	産業振興課長	奥田哲弘君
総務課長	佐野哲司君	人事課長	大鹿剛史君
土木課長	山田哲司君	企業誘致課長	横井啓善君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	佐藤敏彦	議事課長	加納敏夫
書記	服部芳樹	書記	服部陽介

午前10時00分 開議

○議長（大島一郎君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

次に、これから議案質疑に入りますが、質疑におきましては、愛西市議会会議規則第54条で、発言は議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならない。また、自己の意見を述べることはできないと明記されております。また、同条第2項には、この規定に反するときには議長が注意することになっておりますので、発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。理事者側におかれましては、答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第53号（質疑）

○議長（大島一郎君）

日程第1・議案第53号：愛西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、12番・島田浩議員、どうぞ。

○12番（島田 浩君）

それでは、質問させていただきます。

農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員とは、定数も30名と倍でありまして、また報酬にも違いがございますが、この農地利用最適化推進委員の主な業務、農業委員会委員との大きな違いをお示しいただきたいと思っております。

○産業建設部長（恒川美広君）

農地利用最適化推進委員の主な業務であります。委員の担当する地区での農地利用の最適化のための実践活動が主体となります。具体的には、農地パトロールを行い、耕作放棄地の発生防止に努めること、また農地を貸したい所有者からの相談など、日常的な現場活動が主な業務となります。

農業委員会の委員は、委員会に出席し、農地法に基づく許認可等の法令業務を担うのに対し、農地利用最適化推進委員は、委員会には必要に応じて出席し、意見を述べることはできますが、議決権はありませんので、よろしく願いいたします。

○12番（島田 浩君）

ありがとうございます。

農業委員と農地利用最適化推進委員のそれぞれの任期はどのようになるのか。

また、募集に当たりどのような方法を取り、そして選考を行われるのか。

再質問です、お願いします。

○産業建設部長（恒川美広君）

農業委員会委員の任期につきましては、3年でございます。

農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱することになっていきますので、任期は委嘱の日から農業委員会委員の任期満了日までであります。

次に、募集から選考までについてであります。農業委員の募集は農業者からの推薦、農業関係者が組織する団体その他の関係者からの推薦、一般応募の3種類により公募します。候補者の中から選考委員会により選考された方を市長が議会の同意を得て任命することとなります。

募集の時期、申し込み手続、選考方法等につきましては、現在、国からの情報を得ながら周辺市町村と勉強会を設け、作成中ではありますが、市と地域農業者とのパイプ役を担っていただいている実行組合長会を通じ周知するとともに、公示、市のホームページ等に広く周知する予定であります。

農地利用最適化推進委員の募集につきましても、おおむね農業委員会の委員と同様の方法になりますが、こちらは候補者の中から選考委員会により選考された方を農業委員会が委嘱することとなります。以上でございます。

○議長（大島一郎君）

次に、8番・大野則男議員、どうぞ。

○8番（大野則男君）

それでは、議案第53号：愛西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてですが、これは国の法改正の中で基本的には行われる話だと思っております。市として基本的に今まで農業委員37名の定数でやってこられたところをこういう形にされるといところで、対応をどういう形で、そもそも農業委員の皆さんが担っておっていただいたところと整合性がきちっととれるかとれないか、そこをきちっと理解をしておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○産業建設部長（恒川美広君）

今までの農業委員会と法改正後の関係でございますけれども、これにつきましては、農業委員会の委員については先ほど答弁もさせていただきましたけれども、農地法に基づいて許認可等の法令業務を担っていただくと。そして、農地利用最適化推進委員については、主に現場等で活動をしていただくということでございますので、よろしくをお願いします。

○8番（大野則男君）

もう一回お尋ねします。

基本的にはこれは法改正でやらざるを得ないからやるということの解釈でよろしいですか。

○産業建設部長（恒川美広君）

そのとおりでございます。

○議長（大島一郎君）

次に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

## ○2番（吉川三津子君）

議案第53号について、数点質問をいたします。既に質問がございましたので、ちょっと追加でお聞きしたいと思います。

今まで農業委員が農地パトロールもしていただいていた、その部分が切り離されて新しい委員さんの仕事になるということで、農業委員としては農地パトロールをしなくなるという解釈でよろしいのかお聞きしたいと思います。

それからあと、農地利用最適化推進委員の方々の研修、農地法とかいろんな勉強もされないとなかなか現場を見てもわからないと思いますが、研修についてはどのように考えていらっしゃるのかお聞きをしたいと思います。

それから、団体にこの委員を求めていくということですが、具体的にどんな団体を考えていらっしゃるのか。大きな団体なのか、小さなグループ的なところでもいいのか、その辺のところの考え方についてお聞きしたいと思います。

それから、公募の枠があるわけですが、今、非農家の方々も農業委員になれるような形になっていると思いますが、こちらの新しい委員については公募の条件というものがどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。以上です。

## ○産業建設部長（恒川美広君）

まず1点目の、農業委員はパトロールをやらないかということでありまして、必要に応じて行うということでございます。

また、研修はどのように行うかということにつきましては、これは先ほど、関係隣接市町と勉強会を設けておりますので、その中で一度考えていきたいなということも思っております。

あと、公募関係でございますが、団体ですが、農業協同組合、土地改良区、実行組合、女性農業関係団体等の農業関係者が組織する団体に広く周知する予定であります。

あと、条件等でございますけれども、委員定数の半数以上を認定農業者とするよう定められておりますので、欠格事項に該当する者でなければ特に条件はありませんので、よろしく願いいたします。

## ○議長（大島一郎君）

次に、7番・山岡幹雄議員、どうぞ。

## ○7番（山岡幹雄君）

議案第53号について、数点お伺いをさせていただきます。

今回の条例制定の関係で、先ほど多数の議員のほうから御質問があり、重複する面もありますが、よろしく願います。

今回、農業委員の定数が15人ということで、愛西市は膨大な農地があって、先ほど現職員が40名弱お見えになるんですが、それを定数を15、半減する、実際半減した定数の根拠ですね。実際その根拠と、今現在それぞれの地区割で小選挙区という形で定数がなっておるんですが、この公募の形も地区割でやられるのか。あと、農地利用最適化推進委員も地区割でやられるのか。また、業務もいろいろあるんですけど、再度確認ですが、どういう関係の農地管理なり遊

休農地、いろいろその委員がやられる業務があると思うんですけど、具体的にどういうことをするのか、ちょっとお尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

農業委員会及び農地利用最適化推進委員の定数の根拠であります。農業委員会において定数検討委員会を設置し、愛西市の農地面積、農家戸数、認定農業者数等をもとに検討し、検討委員会での結果を農業委員会で審議し、農業委員会の委員については15名、農地利用最適化推進委員については30名と決定させていただきました。その結果を農業委員会から市長に意見書を提出されています。

市において内容を精査し、検討結果その他内容が適当と認め、農業委員会で定めた定数を採用し、今回議案として提出しております。

次に、農業委員会の選挙区の関係で、地区割の関係でございますが、農業委員会については全地区一本でございます。推進委員につきましては地区割ということでございます。旧の町村単位でございます。

#### ○7番（山岡幹雄君）

それでは、先ほど御説明があつて、私も農業委員会の議事録をちょっと見させていただいて、意見書を事務局説明で農業委員会で協議をしてみえるわけですが、実際、今回意見書の協議が、委員会のほうで質問が何もなかったように記載がしてあるんですが、今現在の農業委員さん方の役割が数十人から半分になると。今の御説明ですと、全地区なぜ地区割だったかということは今事務局もわかってみえると思うんですが、合併して12年になるわけですが、佐織の方が立田・八開の地区を把握できるかどうか。公募で15人が選ばれてやる場合ですが、ちょっと問題があるんじゃないかと。人数を今までどおりの定数でなぜできないのか。広範囲に指名しますので、あと今回の公職選挙法が適用されないことによって、農業委員という位置が公職になるのか、また推進委員さんは認定業者がなるということで、今現在何人認定農業者がお見えになるのか、よろしくをお願いします。

先ほどちょっとほかの議員さんでお話あつた、検討委員会という委員会を立ち上げる、委員会を組織するということですが、それはどういうことを協議する検討委員会で、それを農業委員会に提案して委員会を開催すると思うんですが、実際の農業委員会は農地法の関係で協議する場だと思うんですが、この検討委員会で何を協議して農業委員会に提案をされるのか、その辺わかる範囲内で結構ですので、先ほどちょっと御説明あつて検討委員会という組織をつくられたということですので、その辺ちょっと教えてください。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

まず、農業委員の関係でございます。これについては、特別地方公務員になります。

それと、認定農業者数でございますが、28年3月1日現在、佐屋地区においては22名、立田地区においては91名、八開地区については60名、佐織地区については10名でございます。

それと、定数の関係でございますが、これにつきましては法で定められておりますので、農地面積の1,300から5,000ヘクタールと、農業者数の数で基準が19名となっておりますので、こ

れ以上ふやすことはできません。検討委員会でそれらを踏まえて、議会議員や他の委員会においても行革を行っているということで、法定定数を15名としたということでございます。

あと、検討委員会の内容につきましては担当課長より御説明申し上げます。

#### ○産業振興課長（奥田哲弘君）

それでは、御説明をさせていただきます。

検討委員会におきましては、定数と、先ほど部長が申し上げましたとおり法の定めにより上限が19名、それと推進委員のほうは面積割で32ということでございますので、ただ全県下、全国的にもそうですが、それぞれどうあるべきか、人数をどう設定するかということで、先ほど申し上げております農地面積であるとか産業構造、それから認定農業者数、そういったものを愛西市においてどのぐらいの設定がいいかということ、まず農業委員会の中で8名の委員を選びまして、その中で検討していただきました。それを3カ月ほどかけて検討した結果を農業委員会の方に報告し、農業委員会の中でその内容をまた審議していただいて、それが適当であるということを決定され、その内容を市長に意見書として出したものでございます。以上でございます。

#### ○議長（大島一郎君）

次に、9番・加藤敏彦議員。

#### ○9番（加藤敏彦君）

議案第53号：愛西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について質問をいたします。

農業委員会法改正の主な内容として、これまでの農業委員会は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与する。これが法の第1条でありましたが、今回は法律の目的から農民の地位の向上を削除し、委員の公選制を廃止し、意見の公表権利を業務から削除するなど、農業委員会の農業者の民主的な機関としての性格を法律から消し去り、制度の根幹を変質させる内容であると考えますが、どうでしょうか。なぜこのような大きな変更が行われたのか。これまでの農業委員会の改正をしてほしいというような声があったのでしょうか、質問します。

それから、重複になっておりますが、農地利用最適化推進委員について、この役割と具体的な仕事内容、公募と決定の方法、それから農業委員は何を行うのか、農業委員と推進委員の役割分担、連携がうまくいくのかをお尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

まず、このような改革の意見があったのかということですが、これはあくまでも法の改正でありますので、よろしくお願いをいたします。

それで、改正の主な内容につきましては、農業委員の選出方法が公職選挙法に基づき、選挙制及び団体から推薦を経て選任する選任制の併用から、地域の農業者や農業団体から推薦及び公募を実施し、その結果、市長が議会の同意を得て任命する任命制に変更されました。また、農業委員会の定数も削減されています。

農地等の利用の最適化が農業委員会の必須業務として位置づけられ、農地利用最適化推進委員の新設がされました。農地利用最適化推進委員の主な業務ですが、委員の担当する地区での農地利用の最適化のための実践活動が主体となります。農業委員会の委員は、委員会に出席し、農地法に基づく許認可等の法令業務を担うのに対し、農地利用最適化推進委員は、委員会に必要に応じて出席し、意見を述べることはできますが、議決権はありませんので、よろしく願います。以上でございます。

○9番（加藤敏彦君）

農業委員会が大幅に改正された目的、国のほうで改正されてこのように提案をされておりますけど、1つはなぜこのような大幅な改正がされてきたのかということについてお尋ねをいたします。

それから、農業委員会と農地利用最適化推進委員については、議員の方の質問でも大分明らかになってきておりますので、なぜこのような大きな改正をなされたかという点について再度お尋ねいたします。

○産業振興課長（奥田哲弘君）

国の方針ということですが、いろいろな要因があると思います。過去においていろいろ法改正等をされてきたわけですが、特に遊休農地等の防止といったものを念頭に置いて、今後の農業委員会をどうしていくかということで、一番大きなポイントとして農地の利用の最適化の推進ということが必須義務とされたわけでございます。そこから見ても、今ある姿、農業が今後引き続き活発に行われるという趣旨で国のほうは検討されたと思いますが、法の中身の説明を先ほどさせていただきましたが、趣旨ということになるとなかなかちょっと国のほうでのお決め内容なので、具体的に私がこうであるということは申し上げにくい内容でもあります。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第54号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第2・議案第54号：愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

では、議案第54号：愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について質問させていただきます。

この金額が適正化ということで、いろんな自治体で何年も見直しがされてきているのがこの条例であります。今、この愛西市において選挙運動の公費の利用状況についてお伺いしたいと思います。今回車両の借り入れ、燃料、ビラ作成費、ポスター等いろいろ上げられておりますが、各項目最低料金、最高金額など具体的に教えていただきたいと思っております。

そして、愛西市において、この金額について他の自治体と比較したことがあるのか、その点についても、比較したのであれば、その内容についてお伺いをしたいと思います。

**○総務部長（佐藤信男君）**

まず私の方からは、全体の額のほうを答弁させていただきます。

公費負担の実績につきましては、平成25年度の愛西市長選挙では総額で91万7,510円。それから、26年度での市議会議員選挙では総額で960万9,094円となっております。

それから、他の自治体との比較でございますが、金額だけでは単純に比較できない部分もございますので、担当のほうから細かいところに関しましては答弁のほうさせていただきますので、よろしく申し上げます。

**○総務課長（佐野哲司君）**

現在、上限額が決まっております運転手の賃金とか自動車借り入れ等に関しましては、改正が行われているところが、稲沢市さんのほうが現在改正済みでございます。他の自治体におきましては、今後の議会等におきまして改正をされます。ですので、ほとんどのところが今回の議会等々で可決をされますと、同等の金額になるというふうに認識をしております。以上でございます。

**○2番（吉川三津子君）**

答弁が間違っているもので、通告の中で、公費の今の愛西市の利用状況ということで、ポスターや車両など項目別に最低料金・最高料金、立候補者がどれだけ使ったのかということきちんとして通告をさせていただいておりますので、まずそちらの金額を教えてください。これ1回目の質問の内容です。

**○総務課長（佐野哲司君）**

まず、市長選挙につきましては、運転手の金額につきましては、上限額の方がお一人とゼロ円の方がお一人になります。あと、自動車借り入れにつきましては、上限額の方がお一人とそれ以外の方がお一人になります。

市議会議員のほうになりますが、上限額を利用された方が、運転手賃金のほうが上限額が16名、ゼロ円の方が9名。自動車借入料につきましては、上限額の方が7名、ゼロ円の方が8名、それ以外の方が10名となっております。以上でございます。

**○2番（吉川三津子君）**

1回目の質問の中に、ポスターとかいろんな項目について最低料金・最高料金を教えていただきたいということで通告をさせていただいているんですね。その理由は、今この条例の金額が現状に合っているかどうかというところの把握をしたくてそういった質問を書かせていただいております。それに答弁いただけないのでしょうか。

○議長（大島一郎君）

暫時ここで休憩をします。調整してください。

午前10時31分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、休憩を閉じまして再開をいたします。

○総務課長（佐野哲司君）

大変失礼いたしました。

直近の26年の市議会議員の選挙におきましては、運転手費用につきましては、最高の方が8万7,500円でございます。最低の方はゼロ円になります。自動車借り入れにつきましては、最高の方が10万7,100円で、最低の方がゼロ円。ガソリン代につきましては、最高の方が2万3,449円で、ゼロ円の方もあります。最低の方がゼロ円です。ポスターにつきましては、最高の方が36万5,400円で、最低の方が5万2,920円になります。

また、市長選挙につきましては、先ほど申し上げたようにゼロ円の方と最高額の8万7,500円、運転手のほうですね。それから借り入れにつきましては、最高の10万7,100円の方がお一人と、もう一人の方が10万5,000円。ガソリン代につきましては、最高の方が2万2,840円で、最低の方が1万5,054円。ポスターにつきましては、最高の方が31万5,000円で、最低の方は15万8,176円。ビラにつきましては、最高の方が11万6,800円で、最低の方はゼロ円。

以上になります。大変失礼いたしました。

○2番（吉川三津子君）

いろいろ教えていただいてありがとうございます。

今回の改正ですけれども、市としては単純に消費税値上げ分だけの改正をして、そういった中身まで吟味はされなかったということでもいいのかお伺いをしたいのと、それから今回の条例改正は、国の法の施行に伴うと書いてありますけれども、これは条例を必ず改正しなければいけないという内容のものなのか、確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○総務部長（佐藤信男君）

上げ幅の関係でございますが、物価の変動とか選挙の執行状況、そういったものを考慮してこういうふうに上げさせていただきました。

また、条例に関しましては、必ずしも今回上げなければいけないというものではございません。以上です。

○議長（大島一郎君）

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

重複する点もありますので、その辺も含めてちょっと質問したいと思います。

先ほど吉川議員の質問の中でもありましたが、必ずしも今回上げなければならないというよ

うな話もありますけれども、既に稲沢市は改正済みという答弁もありましたが、稲沢市はこの前市長選挙があったというのがありますし、以前の市議選挙の関係もあったので、それを早目にやったということは考えられますが、愛西市においても今議会に上程した理由についてお尋ねをいたします。

また、今回の政令の改正に関してですけれども、先ほどのところでも物価変動等という話がありましたが、引き上げの要因、根拠、例えば消費税の影響等も含めて、わかっていることがあれば答弁をお願いします。

**○総務部長（佐藤信男君）**

今回上程させていただきました関係につきましては、来年度、市長選があるというようなことも考慮いたしまして上げさせていただきました。

また、上げ幅の関係でございますが、先ほど吉川議員の方にも答弁させていただきましたとおり、物価の変動等や選挙の執行状況等、こういったものを考慮して上げさせていただきました。以上です。

**○10番（真野和久君）**

今回の上げ幅の問題、金額等の状況も含めてですけど、これは政令におけるものと基本的に同じなのか、あるいは愛西市は若干違ったりとかというのはあるんでしょうか。あるいは他市との関係も、引き上げ幅等は違うところはあるんですか。

**○総務部長（佐藤信男君）**

特に愛西市独自で考慮した点はございません。国と同じように上げさせていただきました。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第3・議案第55号（質疑）**

**○議長（大島一郎君）**

次に、日程第3・議案第55号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、12番・島田浩議員、どうぞ。

**○12番（島田 浩君）**

議案第55号、少しか質問をさせていただきます。

一般職の任期付職員というものは、民間でいえば期間の決まっている契約社員のようなものと考えますが、現在、愛西市には一般職の任期付職員はどのくらいお見えになるか。また、一般職とのことでございますが、専門の知識を要する方たちが条件なのかお伺いします。

○企画政策部長（山内幸夫君）

任期付職員が何人おるかということですが、平成28年度におきましては、保育士が9名、保健師1名の任期付職員がおります。

それから、専門的な知識を要する必要があるかということですが、採用の要件といたしまして、この条例の2条におきまして、専門的な知識、経験を有する者というふうに定めております。

また、3条におきましては、期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合、任期付職員を採用することができるというふうに定めております。ですので第3条に該当すれば、必ずしも専門知識を有することが条件ということではございません。以上でございます。

○議長（大島一郎君）

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

第55号の愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、質問をいたします。

今、島田議員から質問があった件もありますが、それ以外のことで質問をしたいと思います。

今、保育士が9人、保健師1人ということで、そういった人を雇っているということですが、専門的なことであるということですがけれども、他市の状況がもしわかれば、他市はどのくらいの人数を雇い入れているのかということについて、わかるようでしたら教えていただきたいと、他自治体についてお願いします。

また、9人と1人ということですが、給料の号給はどのくらいの程度なのか、内容がわかれば教えてください。

○企画政策部長（山内幸夫君）

他市の状況については、申しわけありませんが把握をしておりませんので、採用状況等はわかりません。

あと号給の件ですが、号給というのは何の何ということではなくて、一般職に準じて定められておりますので、よろしく願いいたします。

○11番（河合克平君）

一般職に準じて定められているということは、一般職の号給と一緒にということの認識でいいでしょうか。その点と、あと任期付職員ですが、再任用というのか、何度も更新しているというような事例はあるんでしょうか、お願いします。

○人事課長（大鹿剛史君）

給与につきましては一般職に準じておりますので、そのとおりでございます。

それから、任期付職員につきましては、期間を3年ということで本市は原則としております。さらに延長があと2年、最長で5年までという形をとっております。5年が過ぎましたら、その時点で任期付職員は終了いたします。当然公募によってやりますので、同じ方ももしました次

の公募のときに応募をされまして、採用試験によって合格すれば継続も可能ということでございます。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第56号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第4・議案第56号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

では、議案第56号について質問をさせていただきます。

人事院勧告というのは、国の公務員の給与水準を民間と比較して決めたものを人事院が勧告するというものでありますが、これを議員に適用する理由というのはどこにあるのか、市としての見解を求めたいと思います。

○企画政策部長（山内幸夫君）

議員の期末手当に関しましては、国の指定職俸給表の適用を受ける職員に準じて改正を行うものでございます。以上でございます。

○2番（吉川三津子君）

職員に準じて行うものでありますとおっしゃいますが、職員に準じて行わなければならないということなのか、それは市の見解としてそうしているのか、法的な根拠をお伺いしたいと思います。

それからあと、今回は特別職のほうでは給与等も報酬審議会にかけられて改正がされるわけで、先日の全協の中で、私も初めて議員についても報酬審にかけられたということをお聞きしたわけですが、議会議員に対して報酬審ではどのような答申がされたのか。また、議員の報酬についても審議を求めた理由はどこにあったのか、それについてお伺いをしたいと思います。

○人事課長（大鹿剛史君）

まず1点目の法的根拠についてでございます。

当然、愛西市は人事委員会を持っておりません。県・国に関しましても、例えば内閣総理大臣、それから愛知県知事におきましても、この指定職俸給表の適用を受けて改正が行われております。法的根拠、例えば条例に何かうたってあるとかそういうことではございませんが、あくまで議員に関しましての国公準拠という形で改正をお願いするものでございます。

それから、報酬審の関係で議員に関して、特別職と議員の給料、それから報酬額について市

長が諮問をするものでございます。今回、議員に関しましても0.8%の増額という答申をいただいております。

審議内容といたしまして、一般職の給与の動向、そういったものを鑑み、議員特別職ともに0.8%を増額することが適当であるという答申をいただいております。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

**○10番（真野和久君）**

今とちょっと絡む部分もありますが、とりあえずまず、今回の手当の引き上げに関する改正についてですけれども、他市の状況というのはどういう状況になっているのかについてお尋ねします。

あと、他市は期末手当の基準というのはどういう形で決めているのかについて、もう一度確認をしたいというふうに思いますので、お願いします。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

まず、他市の状況でございますが、名古屋市を除く県内37市で本市と同様の条例改正を行うというのが31市ございます。据え置きが豊明市と長久手市、12月上程をしないのが瀬戸市と尾張旭市、未定が高浜市という状況でございます。

**○人事課長（大鹿剛史君）**

部長が答弁いたしましたとおり、37市中31市が本市と同様でございますので、先ほどの答弁のとおり指定職俸給表の適用をしておる基準でございます。残りの6市につきましては、2市が、報酬審に期末手当が対象になっているところは、その報酬審の答弁を受けてからというところ。それから見送ったというところは、独自の考えを持ってやってみえるところだというふうに思っております。以上です。

**○10番（真野和久君）**

吉川議員の質問のところでもありましたが、県や国も適用しているという話もありました。人事院勧告の中で、具体的に、例えば特別職に関しても引き上げなさいというふうに毎回言っているのかどうかというのと、それから先ほど適用をしているという話であったけれども、例えば法的に適用しなければならないような根拠があるのかということについて、もう一度確認をしたいというふうに思います。

それから、先ほどの据え置き2市の関係もありまして、適用しなければならないかということに関しては、見送るところもあるようですので、当然その関係はどうかなのかなというのがありますから、その点についてお尋ねしたい。

それから、据え置きをするところに関しては、報酬審にこの手当についても入っている、前も一度伺ったところでは、一宮市もそういうことをやっているという話もありましたが、ぜひ愛西市についてもやはりそういったことも必要ではないかと思うので、その点の見解をお願いします。

**○人事課長（大鹿剛史君）**

吉川議員にも御答弁したとおり、必ずしも法的な根拠というものはございません。ただ、指定職俸給表の適用を受ける職員に準じて改正を行うという理由をもって私どもは上程をするものでございますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、報酬審の諮問の対象として期末手当を入れるかどうかについては、私ども現在は考えておりません。以上です。

○市長（日永貴章君）

一つ議員に御確認をしたいんですけれども、先ほどの報酬審の中に含めるか含めないかということなんですけれども、議員の考えとしては、報酬審を尊重すべきという考えで今質問をされたという御理解でよろしいですか。

○10番（真野和久君）

答えていいですか。

○議長（大島一郎君）

反問ですね。

○市長（日永貴章君）

今後の考え方を先ほど課長が答弁させていただきましたけれども、やはりまた報酬審議会を今後ということも当然我々としては議論をしていく中身でありますので、議員も先ほど自分の御意見をおっしゃられたんですけれども、内容の趣旨として確認をしたいということで、報酬審を尊重されるというお考えなのかどうかという御意見を伺ったということでございますので、反問権なのかちょっとあれですけれども、議長の判断でお願いしたいと思います。

○議長（大島一郎君）

先ほど真野議員の質問について、論点を明確にするため反問したいとの許可をお願いされましたので、反問を許可します。

ただいまの反問に関しては質問時間に含めないことを踏まえ、回数に含めないことを踏まえて、簡素に答弁してください。

真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

基本的に議案質疑に関しては自分に意見を述べるなどというお話なので、私は述べていないんですけれども、ただ基本的に愛西市の特別職の報酬等を決めるときには、期末手当も含めてですけれども、やはり一番基準を決めるところというのは審議会しか基本的に現状ではないという状況もあるので、まずその答申にしたがって提案をすべきだというふうにはもちろん私は考えています。ただ、それを採用するかどうかに関しては、当然議会の意志等もありますので、その後ではありますが、やはり今のところ、みずからの報酬等をみずから決めるしかない議員及び市長等の特別職に関しては、今のところは報酬審議会の方針をまず根拠にすべきだというふうに思います。

○市長（日永貴章君）

議員の御意見もいろいろと考慮に入れながら、今後の報酬審議会については検討していき

いというふうに思っております。以上です。

○議長（大島一郎君）

反問を終了いたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。11時10分までとします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、休憩を解きまして、再開をさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第57号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第5・議案第57号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、8番・大野則男議員、どうぞ。

○8番（大野則男君）

57号、愛西市の特別職の常勤による給与、旅費、教育長のでございますが、2点御質問をさせていただきますと思いますが、まず1点目、これは人事院勧告によるものと、それから報酬審議会の答申、本来、人事院勧告とはどういう性質のものか、そもそもどうして人事院勧告というものが制定をされたのか、教えていただきたいと思います。

それともう1つ、近隣市町を含めて特別職の皆さんにおかれて、特別職の皆さんがみずから報酬について審査をするわけにいきませんので、人事院並びに報酬審議会、そういうことの答申を基準に報酬を決めておられるのか。他市町を含めて、この愛知県下はどういう状況なのか、再度教えていただきたいと思います。

○企画政策部長（山内幸夫君）

まず、特別職の月額ですとか手当について、これは特別職報酬等審議会が決定するのかというお尋ねですが、まず月額については特別職報酬等審議会へ諮問をし、答申を受けて、今回、条例を出させていただいております。

あと、手当に関しましては、人事院勧告によります、先ほどから言っていますが、国の指定職俸給表に準じた形で上程をさせていただいております。

それから、ちょっと飛びまして近隣市の状況でございますが、全部のところはちょっとわかりませんが、先ほどお話ししたとおりでございます、ほとんどのところは人事院勧告に合わ

せた条例改正というような内容になっているかと思えます。

それと、あと人勧がというお話でしたが、やはり議員が言われるように、当然国家公務員と民間の企業との較差、どれくらいあるのかということ調査した上で、そこに合わせるような形で改定をされるということは人事院勧告の役割だというふうに認識をしております。以上です。

**○8番（大野則男君）**

それでは、何年から人事院勧告というのが始まって、これを基準に、基本的に採用して職員の皆さんの月額給与を含めてやっておられるのか。

これは先ほど来から話があるんですが、常勤及び職員の三役の方々を含めて、常勤の方々の報酬を含めて、給与について人事院というものを一つ基準に持っておられるという考え方でいいのか。

何回も言うようだけど、常勤、我々議員は非常勤、その考え方をどう捉えるかというところを市としての見解をお尋ねしたいのと、再度、人事院勧告というのが何年から始まって、そこら辺のところはいかがでしょうか。

**○人事課長（大鹿剛史君）**

申しわけございません、人事院勧告が何年から始まったということは、私自身不勉強で承知をしております。ただ、少なくとも私が公務員になってからずっと人事院勧告がありますので、相当昔からあったものと考えております。

御質問の2点目でございます。常勤の特別職、こちらについて人事院勧告を適用するということでございますが、人事院勧告を適用するのはあくまで期末手当、こちらについては先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、指定職の俸給表に準ずる職員という解釈をもって改定の上程をお願いするものでございます。

給料額につきましては特別職報酬等審議会、こちらへ市長から諮問をいたしまして、そこで答申をいただいたものを市長が上程をするという解釈でございますので、あくまで人事院勧告が適用されるのは手当のみということで御理解を賜りたいと思います。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

次に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○2番（吉川三津子君）**

では、議案第57号について質問いたします。

56号のときに答弁をいただいた部分もありますので少し割愛をしますが、特別職報酬等審議会の中で給与について議論されたわけですが、具体的に特徴ある意見等があったのであれば、それについて御説明をいただきたいと思えます。

それから、先ほどから市長も人事院勧告のことをいろいろ述べていらっしゃるんですが、市としての考え方として、人事院勧告が出たときには、職員、それから特別職、議員について、こういった審議会にかけながら金額等のある程度決めていきたいという方向性をお持ちなのか、その点について確認をさせていただきたいと思えます。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

まず、1点目の特別職報酬等審議会が出た意見についてという御質問でございますが、今回、特別職報酬等審議会では特別職の給料について審議を賜っておりますので、特に期末手当等の御意見は伺っておりません。

平成23年度の改定以来、一般職員の給料改定状況が累計で0.8%プラスの増額改定になっていることですか、また本市の特別職報酬等の額が県内他市の状況、同規模の市における状況などと比較をしまして、増額改定をすることが適当であるという御意見はいただいております。

それから、今の審議会に手当等を諮るかというようなお尋ねですが、特に今現在、条例で定めておりますのは、給料月額といいますか、報酬月額ということのみでございますので、今のところそちらの手当を含むということは考えておりません。以上でございます。

**○市長（日永貴章君）**

先ほど部長も答弁させていただきましたけれども、特別職報酬等審議会につきましては、愛西市合併以来、平成23年度は三役はマイナス改定、そして今回はプラス改定ということで、2回実施をしているということでございますけれども、今後につきましては、議員の皆様方もさまざまな御意見等がございますので、そういった意見を踏まえながら、適宜対応していかなければならないというふうに考えております。以上です。

**○2番（吉川三津子君）**

あと1点、やはりこういった報酬の問題で市民の方々から御意見をいただくのは、愛西市の財政が厳しい厳しいと言われる中でというお話だと思うんですね。民間であれば、厳しければ役員の期末手当がなくなったりとか、いろんなことがあるわけです。そういったところ、やはり市民の方々に御理解いただく必要があると思いますが、そういった民間の企業運営と今回の人事院勧告があるわけですが、その辺の民間との比較というか、民間の企業であれば、厳しければそういった値上げはないだろうという考え方に対して、どのように市としては市民に説明をされるのか、お伺いをしたいと思います。

**○市長（日永貴章君）**

民間との比較、当然今回の審議会でもそういった御意見を多分踏まえて答申がなされただろうというふうに我々としては考えております。当然議員がおっしゃられるとおり、この金額が妥当なのかどうかということは、それぞれ考え方もあろうかと思っておりますけれども、現状、愛西市としては、この答申を踏まえて皆さん方に御議論をいただいて、その結果が反映されるべきだというふうに思っております。

先ほども言いましたけど、平成23年度につきましては、三役についてはマイナス改定がされておまして、今回はプラスということでございますので、そういったことも踏まえて、市民の皆様方に御理解がいただけるかどうかはちょっとまた別の問題として、市としてはそういった段階を踏んで対応していくべきだというふうに考えております。

**○議長（大島一郎君）**

次に、7番・山岡幹雄議員、どうぞ。

### ○7番（山岡幹雄君）

議案第57号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について質問させていただきます。

来年度から公共料金、施設の手数料の改正をする、市民に負担をかけるわけですが、そこで、先ほど御回答がありましたように特別職報酬等審議会、これは23年度から今年度までずっとやっていなかったんですが、なぜ市民に来年度から負担をかけるに当たってこの報酬審議会を行わなければならなかったのか、1点お伺いいたします。

### ○企画政策部長（山内幸夫君）

なぜ今回行わなければならなかったのかというお尋ねでございますが、先ほど議員が言われましたように、平成23年度に特別職報酬等審議会の答申を受け、給料の額を改定して以来、現在に至っております。特別職の給料の額を決定する際に考慮すべきものといたしまして、一般職の職員の給料月額の変動等を鑑みるというようなことございまして、平成28年度において市長から諮問をして、今回、答申をいただいたというものでございます。

### ○7番（山岡幹雄君）

なぜということ、また再度伺うんですが、特別職報酬等審議会が23年度に行われて、24、25、26、27、ずっとやっていないわけですよね。これは毎年行うのが本来のやり方かどうか分かりませんが、実際、これというのは市長がいろいろ提案されるのか、誰が提案するのか、この時世。それで、新聞報道ですと、報酬が低いということで1つ上がったような報道がありました。

それで、1点、この報酬等審議会は誰が、市長が審議会を開いてくれということで行うのか。それか、先ほど言われましたマイナス回答とか、いろいろな場合があると思うんですが、どういふ場合にこれを行うのか。

それと、新聞報道で報酬が少ないから今回の報酬アップによって1つ上に年収がふえるということが書いてあって、それぞれの3氏の年収がどれほど増額になるのか、お尋ねいたします。

### ○企画政策部長（山内幸夫君）

まず、特別職報酬等審議会に誰がというお尋ねでございますが、まず市長からこれは諮問をいただき、審議会のほうで答申をまた市長にするという内容になります。

それから、なぜ今まで行ってこなかったかというような御質問につきましては、まず特別職のこういった報酬につきましては、それぞれ特別職の職員にこれまでの改定の状況、経緯ですとか、一般職の職員の給与も同じく改定状況ですとか、あと他の地方公共団体との均衡というようなことに注意をすべきというようなことがありますので、そういったことで、他市の状況なども見ながら、今回、改正をさせていただいたという経緯でございます。

〔「額」の声あり〕

済みません、総額についてございましたが、まず年収で、今回、市長の年収につきましては、増額になる分でございますと、25万967円の増加になります。副市長につきましては21万1,055円ということで、教育長につきましては18万278円の増ということになります。以上でございます。

す。

○議長（大島一郎君）

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、議案第57号の愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について質問をいたします。

今、された方々もありますが、山岡さんに差額分だけ答えていただいています。私は年収について幾らになるのか。増加分は今聞きましたのでいいですが、年収について幾らになるのかということと、あとこの給料の報酬が変わることによって退職手当についても変わってくるかと思うんですが、その退職手当についてはどのくらい増加するのかについてお伺いをいたします。

また、市長も副市長も教育長も、それぞれ合計が幾らになるのかということについてお伺いをいたします。

また、私の一般質問の中で、苦しい、厳しい財政状況であるということについては特に比較することはできない、しないということでありました。来年度から公共施設の使用料の値上げをします。保育料の値上げもします。また、水道料などの公共料金についても値上げをします。婦人会や老人会の人たち、また教育費に係る補助金のカットもします。そういう状況の中で、今回、報酬審議会の答申があったということではありますけれども、その答申どおりにする、その理由についてお伺いいたします。

○企画政策部長（山内幸夫君）

まず初めに、今回の改正で年収がどうなるかということで、最後の金額で申し上げますと、まず市長の年収につきましては1,555万9,337円でございます。副市長の年収につきましては1,286万8,625円でございます。教育長の年収につきましては1,123万800円でございます。

また、退職手当につきましては、市長につきましては13万1,712円増加いたしまして1,751万7,696円でございます。副市長につきましては、6万6,780円増加いたしまして868万5,600円でございます。最後に教育長につきましては、4万5,840円増加いたしまして616万896円でございます。

それと、今改正する理由はというお尋ねでございますが、こちらにつきましては、特別職報酬等審議会の答申を受け改正をするものでございますが、重複するかもしれませんが、これまでの経緯といたしまして、平成17年4月の合併以降、平成23年度と今回、審議会が開催をされました。平成23年度の答申では、市長、副市長、教育長はマイナスの改定となりました。議員については据え置き答申がなされ、特別職については平成23年度に改定をされておりますという状況です。以上です。

○11番（河合克平君）

今、お答えいただいたこととすると、23年にマイナスとしているので、報酬審議会の審議もする中で、5年間上げなかったのが5年後にプラスにしましたという判断をしたという認識でい

いんでしょうか。

この5年間で市民に対する負担というのは非常に、特に28年度の予算ですと多くなっている、これは明らかになっておりまして、市長の所信表明等でも厳しいものについては市民の方々には御理解をいただきたいということをおっしゃっているんですが、市民的な気持ちとしては、にもかかわらず、常勤の特別職の方々がそのような値上げをするという判断をされる。今、確認すると、御3人さんで大体90万円増額がされるという状況であります。90万円あれば、減免の拡大をしたり、そういったこともあわせて考えられるのではないかと思いますし、例えば東京の小池知事は報酬を下げますという話だったんですけども、そういう人たちの方のことも含めて執行部として今回の値上げを判断すべきでなかったのではないかというふうに私は考えるんですが、その辺についてもう一度執行部の、報酬審議会の答申があったからということ、また5年前には下がって、5年後には上げるという判断をしたと。一般職は0.2ですから、5年分なのか、0.8というのはね。一般職の方が上げなかったのでもうそこまで上げるという判断をされたのかわかりませんが、その辺について報酬審議会の答申があったということ、それから人事院勧告があったということはあるんですが、その中で市の財政状況を考えて判断すべきではなかったかというふうに考えるわけですが、その辺について、もう一度市の財政状況等を含めて、リンクさせて今回の値上げについてどう判断されたのかを教えてくださいませんか。

**○市長（日永貴章君）**

今、議員からお話がありましたけれども、先ほど真野議員もおっしゃられましたけれども、報酬等審議会の諮問を受けて、我々としては前回の平成23年度と同様、諮問を受けたものを上程させていただいて、議員の皆様方に議論していただいて御決定をいただくということでございますので、我々として議員の皆さん方から報酬等審議会をやったらどうだという御意見も多々いただきましたので、それを踏まえて、当然審議会をやらせていただいて、その審議会の答申を踏まえて我々は上程させていただいておりますので、我々が上げてほしいとか、下げてほしいとかという意見は報酬等審議会にも申しておりませんので、そして答申をいただいたものを今回上程させていただいて、それを皆さんで御判断いただくということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

**○議長（大島一郎君）**

次に、6番・高松幸雄議員、どうぞ。

**○6番（高松幸雄君）**

議案第57号について質問いたします。

先ほどから質問が出ている内容と同じような内容でございますけれども、再確認のため質問させていただきます。

先ほど市長からも合併以降に2回、特別職報酬等審議会を開催したということございましたけれども、山岡議員からの質問の内容に近いんですけども、今回、今年度に特別職報酬等審議会を開催し、諮問した理由と、合併後の特別職の給与改定についての経緯と今回の改定についての理由をもう一度教えてください。

○企画政策部長（山内幸夫君）

まず、1点目の審議会を開催し、諮問した理由でございます。平成23年度に特別職報酬等審議会の答申を受け、給与の額を改定して以来、現在に至っております。特別職の給料の額を決定する際、考慮すべきであるとされる一般職の職員の給料月額の変動などを鑑みまして、平成28年度において特別職報酬等審議会に諮問をしております。

次に、経緯と今回の改定理由ということでございますが、平成23年度の特別職報酬等審議会において一般職の職員の給料月額の変動状況を鑑み、0.65%の減額が適当と答申を受けました。減額の改定をしております。

今回の改定理由といたしましては、平成23年度の改定以来、一般職員の給料改定状況が累計でプラス0.8%の増額改定になっていること、また本市の特別職報酬等の額は、県内他市の状況、とりわけ同規模の市における状況と比べますと下回っていることを理由として、市長、副市長、教育長の給料月額をプラス0.8%の増額改定することが適当であるというようなことでございました。

なお、議員さんの報酬額につきましては、平成23年度は据え置き、今年度は特別職と同じくプラス0.8%の増額改定の答申をいただいております。以上でございます。

○6番（高松幸雄君）

それでは、今まで2回開催していたわけでございますけれども、今後の特別職報酬等審議会の開催についてはどのように考えているか、教えてください。

○企画政策部長（山内幸夫君）

今後の特別職報酬等審議会につきましては、一般職の職員の給料月額の変動や同規模自治体との均衡に注視をしながら、必要に応じて開催をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第58号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第6・議案第58号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、7番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○7番（山岡幹雄君）

議案第58号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について、私、一般質問をさせていただいたんですが、愛知県下で職務給で等級が7は新城市とうちだけだということで、その辺

の7級以上にしない理由をちょっと教えてください。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

一般質問でも御答弁をさせていただきましたが、8級給料表の適用につきましては、現在、検討中でございます。

**○7番（山岡幹雄君）**

愛西市の等級は、広報等でも記載がございまして、補佐級が4、5に分かれておるわけですが、この一つの職の等級が分かれておるといのは、4から5に上がるのに何か条件があるのか。どうしてその等級が2つにそれぞれなっておるのか、その辺をちょっとお尋ねいたします。

**○人事課長（大鹿剛史君）**

職務別等級表の区分につきましては、それぞれ2級にまたがっておる場合がございます。高度な知識を要する課長補佐というような表現がされておって、4級と5級にまたがる場合がございます。

ただ、現状、私どもの市において課長補佐で5級の適用はしておりません。あくまで職務別等級表についてそういう記述はございますが、課長補佐、係長につきましては、級をまたがって2つの級の者はございません。

ただ、課長につきましては、5級課長と6級課長という形があることはございます。以上でございます。

**○議長（大島一郎君）**

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

**○11番（河合克平君）**

では、質問をさせていただきます。

第58号の愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてということで、給料表の改定については、今、山岡議員の質問がありましたが、まだ検討中だということですが進まない。この回答は、私も議員になってからずっとそうではないかと思うんですが、進まない理由についてどう分析されているのか、1点教えてください。

また、ラスパイレス指数については近隣の自治体と比べてどのような状況なのか。新たに値上げをした後のことがわかればいいですが、今の時点での近隣の自治体と比べてどうかについて教えてください。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

給料表の移行がなぜできないのかというようなお尋ねでございますが、7級から8級に変えることによる影響額等がまだちょっとつかめていないということも理由の一つかと思っております。

それから、ラスパイレス指数の推移ということでございますが、まず平成23年度は91.5、24年が90.6、25年が90.0、平成26年が89.6、同じく27年が90.6という状況でございます。

あと近隣市の状況につきましては、津島市さんが平成27年で95.0、弥富市さんが97.5、あま市さんが93.5という状況でございます。

その評価ということでございますが、当然、近隣自治体と比較をすれば高くないという評価はしております。以上でございます。

○11番（河合克平君）

本当に高くないなあということは感じました。

特に1つ、大阪に泉佐野市というところがありまして、早期健全化基準を超えて財政健全化団体ということでなったところがありますが、そのラスパイレス指数が27年4月、92.7ということで、今、夕張市に続く財政再建をしないかんという泉佐野市の給与のラスパイレス指数が92.7なんです。それよりも愛西市の職員の方々の給料は、ラスパイレス指数は低いという現状があります。

また、近隣市と比べても低い状況だという現状があるということなんです。実際に職員の方から、そういう給与について低いなど、上げてほしいなどというような、そういう意見というのは実際つかんでいるのかどうか、そのことについてお伺いできますか。

○企画政策部長（山内幸夫君）

職員からラスについてというお話ですが、特にそういった直接低いからどうこうというお話は聞いてはおりません。

○議長（大島一郎君）

次に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第59号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第7・議案第59号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

若干内容的なことでお伺いをいたしたいと思えます。

議案第59号の愛西市税条例の一部改正についてということで、改正の内容の趣旨のところちょっとわからないところがあるので、字句の言葉の説明だけ教えていただきたいんですが、まず改正の内容のところの投資事業組合からの支払いを受けた利子ということ、この投資事業組合というのは一体どういう組合で、それについてはなぜ課税となるのかということについてわかれば教えてください。

また、法律が変わった中で外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が改正されたことに伴うことだということですので、この外国居住者等ということについてお伺いします。

○総務部長（佐藤信男君）

まず、投資事業組合の関係ですけれど、こちらのほうは投資家から集めた資金を使って、主に投資先企業の株式などを購入することで企業に出資する組合で、俗に言う投資ファンドの一種でございます。

それから外国居住者等ということでございますが、租税条約の相手国等以外の外国であって相互主義を満たす外国に住所を有する個人または当該諸外国に本店もしくは主たる事務所を有する法人というふうにお答えさせていただくんですけど、簡単に答弁させていただきますと、実質、台湾に住所を有する個人または本店もしくは主たる事務所を有する法人のことを指しております。以上です。

○11番（河合克平君）

台湾に住所があると、また投資ファンドによる利子や報酬、配当については課税されるよということで、それ以外については課税されないのかと思うんですが、実際、愛西市内のかかわりでこの条例にかかわるような案件があるのかどうか、教えてください。

○総務部長（佐藤信男君）

現実におきまして本市に該当する方はいないと、よってこの改正によっても恐らく影響はないというふうに踏んでおります。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第60号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第8・議案第60号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、議案第60号の愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてということで、これは59号の税条例の改正について課税される所得があるということで、その課税される所得について国民健康保険税についてもどのような状況になるかということで改正されるんだと思うんですが、今の現状として課税される所得の範囲と、実際、この特例適用利子等ですか特例適用配当等というのは全額所得割額に算定されるのかどうかについてお伺いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

現行、国民健康保険税の課税対象というものにつきましては、基本的に所得で申告等をされた金額になってまいります。その課税の対象の所得として、今回の特例適用利子及び特例適用

配当等については該当になるのかというお尋ねでございますが、そのとおり、課税の対象となります。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第61号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第9・議案第61号：愛西市中央図書館の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

まず最初に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

では、愛西市中央図書館の指定管理者の指定について質問をいたします。

他の公募団体のことが今回は資料としてついておりませんが、他の団体のそれぞれの特徴と、それから今回指定を受けている団体がそれら他の公募団体とどのような点がすぐれているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

2点目といたしましては、今までと中央図書館の運営が具体的にどのように変わるのか、変更点がありましたら具体的に教えてください。

それから3番目に、鳥取県などは図書館でビジネス支援とか、そういうコーナーを設けながら成功して、税金をつくる図書館とか、それから若者の就職支援をするコーナーとして、面接の仕方とか、資格の本とか、そういったものを1カ所に固めながら、行政としての課題を解決するための図書館運営というのが全国で広がっております。これからは行政部局との連携がかなり必要になってくるわけですが、具体的にどのような行政との連携について事業提案がされているのか、お伺いをしたいと思います。以上です。

○教育部長（石黒貞明君）

まず、1点目の他の公募団体のそれぞれの得点ということと評価等ということでございますけれども、愛西市中央図書館指定管理者に関する得点でございますけれども、160点満点中、指定管理者候補が129.89点で、次点以降の事業者さんについてはA者、B者で説明させていただきますけれども、A者につきましては128.4点、B者につきましては122.29点ございました。

評価でございますけれども、いずれにいたしましても、3者の方全てが何らかんかで図書館業務に携わっておみえになりますので、指定管理に関する実績もお持ちでございます。それで、3者とも高い評価を得ておりますけれども、総合点でまちづくり津島さんが上回ったということで、今回、指定管理者の候補者ということで決定させていただいたということでございます。

それと、今までとどのような点が変わるのかということでございますけれども、愛西市中央図書館が指定管理者制度へ移行したことによりまして、開館時間、開館日数の増が上げられます。そして、開館時間を通年午後6時までとすること、そして月曜日が祝日であった場合、現在、休館をしておりますけれども、開館とすること。そして、年末を1日遅く閉館させていただくのと、年始を1日早く開館させていただくことでございます。

そのほかに、郷土講座や特別展、そして愛西図書館新聞などの発行の計画をされておみえになります。

そして3点目の行政課題の解決のための事業が必要ということで、行政部局との連携についてもということでございますけれども、行政の課題解決のための事業でございますけれども、課題といたしましては、まず子供さん、特に中・高生の読書離れがあると思います。この対策といたしまして、小・中学校との連携、そしてボランティア団体との連携、団体等への貸し出し、調べ物の役立ちコーナーなどが提案されております。

次に、図書館の利用者の減少という課題がございます。この対策といたしましては、図書館利用促進のための取り組みが提案されております。具体的には、ホームページ、フェイスブックの最大限の活用、そして生活文化体験催事など自主企画等も提案されておりますので、その計画に基づいて実施されることと思っております。

何分初めての指定管理でございますので、指定管理の方と連携を密にしてやっていきたいと、よりよい図書館を目指していきたいと考えております。以上です。

## ○2番（吉川三津子君）

それでは、数点質問をさせていただきます。

先ほど講座とか特別展等が企画されるということでしたが、具体的にどのような提案がされているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

それから、先ほど2位と1点ぐらいしか変わらないような状況で決定しているわけですが、どの部分がすぐれて今の指定管理者に決まったのか、具体的にお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、あと子供たちの読書離れ云々というお話がありましたが、今、図書館というのは、先ほどから私が申し上げましたように、本を読むだけの場だけではなく、行政の課題解決の場であるという位置づけが大変図書館においては大きくなってきております。そうすると、いろんな部局との連携というのが必要になってくるわけですが、指定管理の年度途中で課題が発生した場合、いろいろ接点を持ちながら取り組んでいただける状況なのか、それについて確認をさせていただきたいと思っております。

それからもう1点、とても大切なことなんですけれども、貧しい人もどんな人も知る権利、学ぶ権利があるということで、図書館は無料が原則になっております。そういった面で、費用徴収するとか、そういったことが発生することはないのか、確認をさせていただきたいと思っております。以上です。

## ○教育部長（石黒貞明君）

具体的な提案ということでございます。具体的には、取り組む項目として4項目を上げておみえになります。

1点目としましては利用しやすい図書館ということで、いつでも誰でも気軽に訪れ、利用しやすい図書館を目指されるということでございます。

そして2点目、楽しい図書館をとということで、新たな知と文化に出会うことの楽しさを提供する図書館、こういった図書館を目指します。

そして3点目でございます。学べる図書館ということで、調べ物や生涯学習を支援いたしまして、市民が交流できる図書館を目指してまいります。

そして4点目、地域情報の拠点ということで、地域の歴史・文化を学べる講座や展示が充実した図書館ということで、こういった自主企画も提案をされておみえになります。

それと、どの部分が優位に評価されたかということでございますけれども、これにつきましては、例えば特に図書館運営についての基本の考え方として運営方針が適切であるかどうか、また図書館利用のための取り組みは創意工夫がされているのかという点で高い評価を得ておみえになります。

そして、応募者の経営基盤及びこれまでの指定管理実績においては、現に指定管理を実施しておみえになりますので、その点も十分理解している点で高い評価を得ておるのではないかと思います。

また、管理に関する経費の縮減に関する方策についても、収支予算が適切で管理経費の縮減が図られる見込みがあるという、そういった評価もされておみえになります。

いろいろ高い評価を得ているわけでございますけれども、そういった点で僅差でございますけれども、まちづくり津島さんを、今回、候補者として決定されたということでございます。

それと行政課題でございます。指定管理の中間でというようなお話がありましたけれども、今回、図書館を初めて指定管理に出すわけでございますけれども、想定しない問題等も起きる可能性はあると思います。そういったことも考慮させていただいて、指定管理者と行政とが連携を密にして取り組んでまいりたいと、よい図書館をつくってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほうをよろしくお願い申し上げます。

あと、無料が原則ということでございますけれども、コピー代とかは料金は徴収させていただきましても、自主事業をやられたときに材料代等についてはいただく場合もございます。以上です。

○議長（大島一郎君）

次に、7番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○7番（山岡幹雄君）

今回、議案第61号：愛西市中央図書館の指定管理者の指定について数点御質問したいんですが、吉川議員がちょっと質問されたものですから、私の視点からちょっと質問させていただくんですが、今回、この指定管理者の指定についてということで選定結果が資料としてございまして、それで実際、選定理由が文書的に記載はしてあるんですが、今、吉川議員が言われた、

点数が1点違うと。それで、我々議員としては今の選定理由で審査をするわけですが、総括理由でこれは1点だけなんだけど、高い評価とか、いろいろこれは書いてあるわけですね。そうすると、その1点をそれだけ高い評価をするという根拠ですね。

あと、通告にはなかったんですが、この文書から見ると、いろいろ選定理由の中で1番から4番、相当評価を高くしておるんですが、その辺のここに至った経緯について再度、ちょっとした小さなことでも結構ですが、具体的になぜここが高い評価を受けたかということをやっと鮮明に教えてください。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

総括理由で総合的に高い評価ということでございますけれども、総括理由のうち総合的にでございますけれども、施設の設置目的が十分に理解されているということで、設置目的がどのような目的かということをも十分に理解されておるといふことと、図書館の設置目的であります市民の教養、文化、調査、研究及びレクリエーション等に資する文化施設であること、このことが十分に理解されていると判断されたということでございます。

そして、至った経緯ということでございますけれども、議員御承知のとおり、津島市さんでも指定管理をやっておみえになりますので実績がございます。そして、この実績に基づいて、いろんな取り組みをしておみえになります。例えば、郷土史講座、展示、地域資料の収集や編集・発行、これは御存じのとおり新聞等でも報道されておりますので、こういった点を高く評価されたと思います。

そして、開館日の拡大でございます。これは学生さんにも大好評とお聞きをしております。そういった点を評価されたということでございます。

そして利用しやすい図書館ということで、返却ポスト、貸出袋、ブックカバーなどが好評ということで、そういった点をプレゼンテーションの中で発表されたということで、審査員の方が評価的に高かったということでございます。以上です。

#### ○7番（山岡幹雄君）

ただいまの御回答ですと、津島市も同じ今回の団体がやってみえるということですが、実際、多分同じような内容をやられると思うんですが、それで愛西市の特徴は、合併して津島を囲んであるわけですので、私も津島の図書館に伺ったんですが、実際同じような内容をやれば津島のほうの図書館も行けると。ただ、貸し出しとか何かはできないかもわかりませんが、実際そういうことも含めて同じ団体が近隣でやるということは、サービスや何かも同じとなると思うんですが、そこで愛西市バージョンを今回の提案で、津島市と違った提案があれば教えてください。

それと、職員ですね。これはそれぞれ3団体あるんですが、今回の指定管理をされた団体については、この団体は何人で御提案されたのか。

先ほどのちょっと回答の中で年末年始、1日遅く1日早くということで御回答があったんですが、今、いろんなサービス業において年末年始は家族と暮らしたいという形で、そういう1日長く1日早くするということは、やはりその職員さんにも負担がかかるということですが、

その辺どのように考えてみえるのか、御回答をお願いします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

貸し出しの件でございますけれども、相互貸し出しができるかということで、現在も相互貸し出しは可能でございます。今回の指定管理をお認めいただいた暁には、今の日数よりは、津島市さんの図書館にある本については、もっと早く手元に届くようになるかと思えます。

そして、愛西市バージョンということでございます。当然、審査の過程で審査員の方からも愛西市としての特色を出せというような御質問もございました。これに関しましては、今回初めての指定管理ということで、事業を進めていく中で市民の皆様の意見等をお聞きしながら独自のものをやっていくというようなお考えをお持ちでございます。

そして、職員の数でございます。津島さんについては、常勤のスタッフが5名で計画をしておみえになります。そしてA者の方でございますけれども、こちら常勤が5名ということでございます。そしてB者の方でございますけれども、こちらは4名ということでございます。

そして、1日遅く1日早くということでございますけれども、これは職員の中でローテーションを組んでやらざるを得んかなというふうに考えております。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

**○10番（真野和久君）**

それでは、議案第61号：愛西市中央図書館の指定管理者の指定について質問を行います。

今までの御質問と重複する点もあるんですけれども、まず最初に選定結果の資料について、1つお尋ねいたします。

今回の資料では、各採点項目の配点は書いてあるんですけれども、あとは総合得点しか書いていないということで、それぞれの項目ごとの得点がわからない状況もあります。また、先ほどから他の団体の評価、得点についても一切提示がされていないというふうで非常にわかりづらいということで、いわゆる今回の選定業者の特徴が非常にわかりづらいという状況にもなっています。そういう点で、まずその辺を明らかにしていただきたいというのが1つ。できれば、本当に事前の資料としてそこまでそろえてほしいなと思います。

また、前回の学童クラブのときには、それぞれの選定業者、指定管理の応札業者についてかなり詳しく書いてあったんですけれども、今回はそれが無いということで、やはり公表の様式の統一、より具体的にこれを図っていただきたいと思うんですが、その点の見解をお願いしたいというふうに思います。

それから、指定管理後の常勤職員、先ほど5人という話でしたけれども、そのうち司書は何人ほどいるのかということ。

それから、現在、愛西市の職員が業務に携わっていますけれども、それらの職員は今後どうなっていくのかということについてお尋ねをいたします。

それから、先ほどからいろいろ課題の話もありましたが、現在の愛西市の中央図書館の課題、一般質問等でも利用者数の問題とか、貸出数の問題とか、利用時間の問題がありましたが、も

う一度確認をしたいというのと、それがどのように解決するのか。先ほどもそういう説明がありました。その点についてもう一度確認をしたいと思います。

とりあえず、その3点についてお願いします。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

まず、私のほうから公表する様式につきまして御回答させていただきます。

今回は指定管理者候補者の団体名、評価、得点のみということで様式を定めさせていただきますが、今後の公表のあり方につきましては、指定管理者制度の調整会議において検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

まず、1点目の総合得点の各事業者の関係でございますけれども、まず1次審査でございます。まちづくり津島さんでございますけれども、図書館運営についての基本的な考え方につきましては12.8点、図書館施設管理についての基本的な考え方については11.6点、応募者の経営基盤及びこれまでの指定管理実績についての部分では16.6点でございます。そして、管理に係る経費の縮減に関する方策については14.4点ございました。

2次審査でございます。こちらはプレゼンの関係でございますけれども、図書館運営における業務・サービスにつきましては29.2点、管理体制・組織については16.4点、施設維持管理計画につきましては11.2点、事業収支計画につきましては17.69点、合計129.89点でございます。

他の候補者の選定審査項目ごとの得点でございますけれども、A者につきましては、第1次審査につきましては、図書館運営についての基本的な考え方が11.8点、図書館施設管理についての基本的な考え方については11.8点、応募者の経営基盤及びこれまでの指定管理実績について17.4点、管理に係る経費の縮減に関する方策については13.2点。

2次審査でございます。プレゼンの関係でございますけれども、図書館運営における業務・サービスについては28点、管理体制・組織につきましては15.8点、施設維持管理計画につきましては12.6点、事業収支計画につきましては17.8点、合計128.4点でございます。

次にB者でございます。1次審査につきましては、図書館運営についての基本的な考え方10.2点、図書館施設管理についての基本的な考え方11.4点、応募者の経営基盤及びこれまでの指定管理実績について16.4点、管理に係る経費の縮減に関する方策については13.2点。

2次審査の関係です。図書館運営における業務・サービスについて26.6点でございます。管理体制・組織につきましては16点、施設維持管理計画については11.4点、事業収支計画については17.09点、合計122.29点ございました。

そして課題、利用者の減ということでございますけれども、これにつきましては先ほども御答弁させていただいたんですけれども、今の中央図書館の課題と解決ということで、まず子供、特に中・高生の読書離れということで、この対策として小・中学校との連携、ボランティア団体との連携、団体貸し出し、調べ物の役立ちコーナーが提案されておるということでございます。

利用者の減少ということでございますけれども、この対策といたしましては、図書館利用促進のための取り組みが、先ほども申しましたけれども、4項目提案されておりますので、この提案に基づいて事業展開をされていくということでございます。

そして、あとホームページ、フェイスブック、これも最大限に活用させていただいて、生活文化体験の催事等、自主企画等もやられると思いますので、そういった点もPR、提案していきたいというふうにおっしゃっておみえになります。以上でございます。

**○10番（真野和久君）**

再質問の前に、まだ回答がされないので、私、もう一遍確認しますのでお願いします。

司書とか、今後の今の職員の扱いについてお願いします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

申しわけございません。答弁漏れでございます。

司書の人数でございますけれども、常勤職員については先ほども御答弁させていただきましたが、5名、そのうち4名の方が司書の資格をお持ちになっておることでございます。

そして、現在の中央図書館の臨時職員等の関係でございますけれども、愛西市の現の勤務形態とほぼ同条件で再雇用させていただくという提案もございました。以上でございます。

**○10番（真野和久君）**

それでは、再質問を行いたいと思います。

幾つかあるんですけれども、1つ、図書館にはいろいろな考え方がありますので、今までの愛西市、これまでの一般質問等を通した中では、特に開館時間をふやしてほしいという市民の声に応えたい。それから、先ほどの利用者減、それから貸し出し減を何とかしたいというところが、それをできるだけ経費を安くというのがこの間の一般質問等で答弁をされた指定管理を採用する理由というふうになっていました。

その点で、今回の指定管理業者が、例えば津島市の図書館においてそうした実績についてはどのような状況にあるのかについてお尋ねをしたいというのがまず第1点、要は利用者の問題ですね。

それからもう一つは、今回、図書館としてのさまざまな業務をいろいろやっていきますという話で、特に地域資料を収集したいとか、いろんなさまざまな講座をやりたいとか、そういうことそのものは非常によいことだと思うので別に否定はしないわけだし、もっとそういったことを発揮してほしいと思うわけですが、例えば今の郷土資料室との関係ですね。そうした連携とかをどういうふうにやっていくのかということについてどのように、確認をしたいというふうに思いますので、その点についてお願いをしたい。

それから、あともう一つ確認ですけど、図書を選定に関してどうするのかについてちょっと確認をしたいというふうに思いますのでお願いします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

津島市の図書館の利用者の関係の御質問だと思いますけれども、私も新聞報道で見ましたけれども、津島の図書館も利用者が減っておることとありますけれども、いろいろ計画、御

提案の中では、人数をこれから増加させていくという御提案をいただいておりますけれども、やはり先ほども御答弁させていただいたわけでございますけれども、小・中学生、高校生、ここが図書館の利用が減っておるということでございますので、こういったところをふやしていかんや利用者はふえないというような実感を私は思っております。

そして、利用者増の手法というか、例えば小さい保育園のお子さんとか幼稚園のお子さんを、そういった催しをやると、当然親御さんも一緒に見えるということで、これがだんだん利用者増につながっていく。ひいては、その保育園のお子さんも小学校、中学校、高校ということになりますので、それが繰り返されることによって利用者がふえていくんではないかというようなことも私は感じております。

そして、郷土資料室との連携でございますけれども、愛西市は郷土資料室を持っておるわけでございますけれども、図書の関係の質問もございましたけれども、当然指定管理の担当の職員が担当課にできるというふうに思っておりますので、図書の選定は行政がやるということになっておりますので、そういったところを窓口に、当然資料室は生涯学習課の担当でございますので、指定管理者との連携を密にして、図書の選定同様やっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、ここで暫時休憩とします。再開を1時30分からといたします。

午後0時20分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、休憩を解きまして、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第62号から日程第12・議案第64号まで（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第10・議案第62号：東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定についてから日程第12・議案第64号：諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定についてまでを一括議題とし、質疑を行います。

通告に従い、質疑を許可いたします。

最初に、9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○9番（加藤敏彦君）

議案第62号、議案第63号、議案第64号、東八幡町、西八幡団地、諸桑団地地域のし尿処理施設の指定管理者の指定についてお尋ねいたします。

1つは、3施設の経過年数と施設の現状はどうなっているのか、お尋ねいたします。

それから、1つには今後の使用見通し、5年間の指定管理ですけれども、この今後の使用見通しと、また将来的には下水道との接続の問題が出てくると思います、市の考えについてお尋ねいたします。

○上下水道部長（横井一夫君）

3施設の経過年数につきましては、平成27年度末現在で東八幡町地域し尿処理施設は18年、西八幡団地地域し尿処理施設は14年、諸桑団地地域し尿処理施設は13年でございます。

また、施設の状況につきましては、さきの9月議会で補正予算をいただき、諸桑団地の地域し尿処理施設のコントロールユニットなどの修繕を行いました、それ以外につきましては、特段機器などの異常もなく、3施設とも良好に稼働しております。

それから、施設の使用見通しにつきましては、今後も指定管理者制度によりまして適切な維持管理を行い、使用してまいりたいというふうに考えております。

また、公共下水道への接続につきましては、この事業全体計画には含まれていますが、現在のところ考えておりません。以上でございます。

○9番（加藤敏彦君）

現在、良好ということですが、今後の見通しとして施設の一応耐用年数、どのくらいの見込みで事業が進められておるのか、確認したいと思います。

○上下水道部長（横井一夫君）

施設の標準の耐用年数につきましては、管、それからRCの建物は50年というふうになっております。3地区のし尿処理施設につきましては、供用開始からまだ経過年数もたっておりませんので、将来、施設の更新時期などに合わせて接続などについては検討していくことというふうに考えております。以上でございます。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これから補正予算の質疑に入りますが、予算質疑においては補正予算書のページ数及び款項目を示してから説明を求めるようにしてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第65号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第13・議案第65号：平成28年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、8番・大野則男議員、どうぞ。

○8番（大野則男君）

それでは、議案第65号、愛西市一般会計補正予算（第3号）についてお尋ねをいたします。

まずもって、8款2項の委託料、測量設計等委託料ということで、これは南河田の工業団地の進入路の設計を計画変更されるということをお聞きしておりますが、なぜこういう経緯に至ったのか。また、当初計画をしていたところがどういう経緯の中で買収ができない状況になっているのか。

それと、南工業団地の立地に当たっては、ここの道路ではなく、南側の土地を、バチを買収して大型車が通れるという条件の中でこの南河田の工業団地が計画をされたとお聞きしておりますが、なぜこういう形に計画変更になってしまったのか。それに至るまでどういう努力をされたのか。それと、この計画案しか、ほかは何もないということが理解ができませんので、そのほかさまざまな計画を立てられ、この計画になったのか、お尋ねをしたいと思います。

それと15節工事請負費、排水路のつけかえ工事、これも同様、そもそも変更前の計画で数々住民の方々等々と説明会、住民合意が形成をされておるにもかかわらず、住民の方々の環境を含めて保全をするのに変更になったというふうにお聞きしておりますが、そもそも計画前の計画をきちっと住民の方々に本当に説明されておったのか。10メートルから30メートルに緑地帯を変更された根拠をお示しいただきたいと思いますのと、今現在、どういう形で造成工事が行われておるのか、何%の進捗状況なのか、お尋ねをしたいと思います。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

まず、道路の関係の測量設計等委託料についてでございますが、南河田交差点改良をするに当たり必要な用地の確保が難しい状況から、北側に迂回路を新設し、大型車両を南側に進入しやすく計画をしたものでございます。

目的、事業効果としましては、交差点の安全確保など、事業費予算につきましては、事業を進める関係については、いろいろな角度で幾つかの案を検討しました。

大きな案としましては2案でございます。一つは、県道あま・愛西線の日光川からの坂道の途中に側道を設けて交差点を避けて道路をつくる案と、もう一つは、今回、交差点の北側に迂回する道路を設ける案でございます。その北側の関係については、3つの案を検討いたしました。その検討の中で、将来を見据えた今回の案で計画をさせていただいております。

それと、つけかえ水路の関係でございますが、企業立地後の環境負荷軽減を図るために配慮して計画変更を行うものでございます。

説明をしたのかということでございますけれども、これにつきましては、計画当初に近隣の町内を集めて行っておりますし、造成工事の折にも、その都度説明を行っております。

次に、10メートルから30メートルという関係でございますけれども、緩衝緑地の幅ですけれども、これにつきましては、地区計画の条例の中で10メートル以上となっております、それを30メートルにさせていただいたというのが、これにつきましては、地域住民への環境負荷を軽減するためと、あと県の採算性も含めた中で考えられたというふうに考えております。

工事の進捗率でございますけれども、造成工事1は終わりました、今、その2の段階で、10月末で約50%終了しております。以上でございます。

#### ○8番（大野則男君）

ありがとうございます。答えになっていません。

まず、いいですか、基本的に先ほどから言っている、もともと南工業団地の造成を地元住民の方々の要請で、これはあくまでもやることになったわけですね。それで、そのときの条件として、県と合意をしている条件は何だったんですか。

それと、その進入路について、何回ほど行政として努力をして交渉したのかを含めてお答えをしていただかにはいけないんですが、これはあくまでも1回目の答弁漏れ。

それと、住民の方々と、いつ、どこで、どのように説明会を開催されて合意形成をなされたのか、それをはっきり明快にしていただかないと、これを安易に、ああ、そうですかという形の話はできませんので、そこら辺は詳細に説明をお願いいたします。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

県との条件でございますが、交差点の関係については市のほうで対応するというところでございます。

それと、用地交渉を努力したかという、これは県との契約において、これについては契約を終わった時点ですぐ地権者と交渉を進めておりましたけれども、御理解が得られないということでございます。

あと住民との関係でございますけれども、26年6月1日に企業立地の地域説明会を行っております。以上でございます。

#### ○8番（大野則男君）

それでは、質問は2問までしかできませんので、後、また数々の議員の皆さんが質問されると思いますので。

じゃあ、この当初の計画で、今現在、進捗率50%と言っておられますよね。現状、きのう、私は見てまいりました。変更後の道路計画で、もう造成は始まっております。今、部長が言われましたよね。条件として県とこの工業団地を造成するに当たって合意形成がなされておったのは、大型車が本来進入できると、当初、この議案が出たときに、入れますよと言っておられたのが、いや、大型は入れるけど、トレーラーは入れないということであそこの2カ所の用地買収をするんだと。

それともう一つ、計画前の6月定例会の補正予算でここの喫茶店のバチを買収したいんだということで補正が出ておりましたよね。6月、認めました。12月に中止になりました。道路の位置を変更しました。

それと、先ほど来言っている10メートルから30メートル、住民の方々の環境を守るなら、何で100メートルはとらんの。30メートル、先ほど来から企業庁の採算ベース、じゃあ計画前と計画後の売却面積を含めて変わりはありませんか、変わるに決まっていますよね。

それと、設計変更による道路をああいいう状態で、インターチェンジみたいなロータリーを、何をつくれるのかよくわからないんですが、それをつくって、100%あそこの工業団地の売却が進むんだということの保証をいただかないといけないのと、もう一つ言えることは、この住民の方々が30メートルで環境が間違いなく保全をされる、そのことがこの30メートルにす

ることによって保障されますね。

それともう一つ、計画前に補正も含めて測量・設計をやった予算、これはどこが払いましたか、県ですか、市ですか、お伺いいたします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

当初の造成50%、進捗率という関係でございますけれども、つくっているというのは造成を行ったときに一体的に見込んで、当然道路も高くするというので造成が今進められております。

それと、計画前の喫茶店というか飲食店の用地買収につきましては、これは5月に企業庁のほうから、住民の意向を伝えた中で検討すると、変わるかわらんかはわからないということもありまして、6月補正をお願いをしたわけでございますけれども、これについてはやらないということで迷惑をおかけいたしました。

それと面積は、当然、企業へ売却する面積は変わるということでございます。

あと、30メートルの保障はされるのかということでございますけれども、これについては南河田町の住民の皆さんを集めて説明会を行っておりますので、保障といいましょうか、了解はいただいたということでございます。

それと、当初の設計ということでございますけれども、私どもとしては、市から支出したのは埋蔵文化財の関係と、あと今回、本年度の排水路の関係ですね。区域内の用地測量等、その他もろもろについては企業庁のほうで支出をしていただいております。以上でございます。

**○8番（大野則男君）**

議長、済みません、答弁漏れ。

じゃあ、いいですか、測量費、測量をやりませんでしたか。あそこのバチを買収するのに不動産鑑定もやっていませんか、測量もやっていませんか。

だから、いいかげんな答弁ばかりで困りますよ。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

大変申しわけありません。議員のおっしゃるとおり、不動産鑑定ですね、市が行っています。

〔「測量は」の声あり〕

**○企業誘致課長（横山啓善君）**

済みません、失礼しました。測量についても市のほうで行っております。

**○議長（大島一郎君）**

では、次に2番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○2番（吉川三津子君）**

では、一般会計補正予算、順次質問をさせていただきます。

では、まず最初に地方債の関係で、3ページの地方債のことをお聞きしたいと思います。

地方債の限度額が追加されましたが、私たち議員は、この合併特例債がどれだけ使われるかというところの金額というのは常に見ていかなければならないという視点でお聞きしますが、この合併特例債での事業計画がまだあるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、18ページの民生費、社会福祉費、社会福祉総務費と、それから福祉医療費の関係でお伺いしますが、障害者総合支援給付費、それから精神障害者医療助成金、後期高齢者福祉医療扶助費、これについての費用が不足した原因についてお聞きをしたいと思います。

今年度は昨年の実績を踏まえて、やや厳し目の予算を組んだかと思いますが、そうしたことが影響しているのか、また別の原因なのか、お聞きをしたいと思います。

それから、20ページの児童福祉費、児童措置費の関係でお聞きをしたいと思います。こちらは、どこの施設でとか、事業所で不足してきたのか。対象の子供たちの年齢及び人数、利用が予想よりふえた原因についてお聞きをしたいと思います。

それから、同じくその下の扶助費の関係で子ども医療扶助費と、それから母子・父子家庭医療扶助費についてお聞きをいたします。これについても費用が不足した要因は何なのか、お聞きをいたします。

それから、母子・父子家庭がどれくらいふえ続けているのか。特に父子家庭の増加が、私は日ごろの活動の中からかなりふえてきているなど感じていますが、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、その下の障害児通所給付費についてお聞きをしたいと思います。こちらについても費用が不足した要因は何なのか、お聞きをしたいと思います。

それから、今まで普通の子供と一緒に児童クラブで過ごしてきた子供が児童デイに変わったりしながら、なかなかみんなと一緒に児童クラブで受け入れができ切れていない部分があるのではないかと、そういったことが影響しているかどうか、市の見解を求めます。

次に、先ほどから大野議員から質問がされていますが、先ほど大野議員への答弁のところで南河田交差点のバチのところの測量がされたということですが、測量するには地権者の同意がないと多分測量等はできないと思いますが、その時点では測量の同意がとれていたのか、確認をまず1点させていただきます。

それから、この間の、私、企業庁と市との議事録、全て拝見させていただいたんですが、もう一度企業庁と市との役割分担について明確に御答弁をいただきたいと思います。

そして、地元との合意の仕方、地権者への説明、その他今までの経過について説明を求めたいと思います。

それから、私はこの企業団地を進めるに当たって南河田の交差点というのは、ここで企業団地ができるかできないかの心臓部分であったろうということはこの間の議事録を見て思うわけです。南河田の工業団地に決める時点で、この南河田交差点について地権者との折衝、多分オーケーになるかどうかとか、そういったところの見通しをどう思っていたのか、お聞きをしたいと思います。

そして、その地権者と具体的にどのような折衝をしていらったのか、お伺いをしたいと思います。

図面からすると、私はあそこの土地を売るとなると、かなり地権者にとってはきついなというような状況も感じるわけですが、それが工業団地をあそこにするというときにそこまで考え

ていなかったのかどうか、とても疑問視するわけですので、その辺のところもちょっとあわせてお伺いをしたいと思います。

ここの交差点がなかなかうまくいかないとなると、本当に北側の道路というのは、今回、計画図もいただきましたが、10メートルか15メートル行くごとにぐるぐるぐると回らなければいけない。大型の本当にハンドルの重い車があそこをぐるぐる回らなければ工業団地に入れないということに対して、この工業団地の売れ行きに対してどのような見解をお持ちなのか、お伺いをしたいと思います。

そして、今後の交差点改良に対してどのように考えていらっしゃるのかも伺いをしたいと思います。

あと、先ほど南河田の交差点については市が対応する約束になっていたということになっています。私は議事録を見る限り、交差点は、津島の警察署は道路幅を一つふやさなきゃいけないとか、県警はふやす必要がないとか、いろいろ言っているんですが、議事録とか協定書を見る限り、どこからどこまでが市のお金でやるのかというのが全くわからない状況になっておりますので、そこら辺の整理も伺いをしたいと思います。

あと、地元に対してですけれども、地元の説明会をしたとおっしゃいましたが、大切なのはそこに今住んでいらっしゃる方、個々の世帯との接点、個別の対応だと思いますけど、その辺はどうされたのか、お伺いをしたいと思います。

あと、今、大野議員から変更後の計画で既に工事が進んでいるんだとおっしゃいました。大変驚いているんですが、それは事実なのか、現場確認をされたのか、お伺いをしたいと思います。

それからもう1点、次のページで5目の農業土木費の関係ですが、こちらは国の補助によって県営事業として行うということでしたが、ずっと土地改良区の補正とか、いろいろ出てくるたびに、もう県のほうで事業が確定しているから反対ができないような状況で補正予算が組まれてまいります。こういった事業について、市はいつの段階で了解をされるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

私のほうからは合併特例債の関係の御答弁をさせていただきます。

今後の合併特例債の事業計画といたしまして、立田・八開支所の整備事業、それから小・中学校の非構造物の耐震整備事業、それからトイレの改修事業、こういったものを予定しております。以上です。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、私のほうからは、まず1点目、障害者総合支援給付費の費用不足の原因という点でございます。これにつきましては、当初見込んでおりましたところよりも利用者の数が前年に比べて伸びたという点が原因で、今回、補正をお願いするものでございます。

そして精神障害者医療助成金につきましても、これは対象者の方がわずかですけれども、ふえているという状況が起因しております。

また、後期高齢者福祉医療扶助費部分につきましては、これは件数がふえておりまして、そういう要因で、今回、補正をお願いしておるものでございます。

続きまして、子ども医療扶助費、それから母子・父子家庭医療扶助費についてお答えをさせていただきます。

子ども医療費につきましては、対象者及び受給者は減少方向にはございますが、本年2月から8月の診療の中で市の単独分の小学生の通院1人当たりの医療費が伸びましたこと、それと県単独分の入院者がふえました。それらについて支給額が増大をしております、今回の補正となりました。

また、母子・父子家庭医療扶助費につきましては、毎月受給者の増減はございますけれども、これも2月から8月の診療分の平均の支給額におきまして伸びがございましたが、その原因といたしましては、受診する件数がふえたことによる医療費の増と、1人当たりの医療費も伸びておるといところでございます。

そして母子・父子家庭の数でございますけれども、これは毎月変動がありますので、10月末での平均受給者数で比較をいたしますと、昨年度に比べてふえているという状況でございます。

それから、次に障害児通所給付費についてでございます。こちら昨年と比べまして利用者数が増加をしております、3月から8月までの半年間で利用実績を見てみますと、前年度対比24%増ということになっておりまして、これが原因で増額の補正をお願いしておるものでございます。

それから、放課後児童クラブから利用先を変えた事例はということでございます。これにつきましては、平成28年度に放課後児童クラブから放課後等デイサービスに利用先を変えられたという事例はございます。

私からは以上でございます。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

私のほうからは児童措置費の施設型給付費の御質問に御答弁をさせていただきます。

民間保育園・認定こども園各園の施設型給付費の当初予算要求でございますが、こちらは予算編成時の在籍園児数、申請済み途中入所児童数及び途中入所の見込み児童数で積算しております。今回、補正をさせていただくのは、この途中入所見込み児童数が当初より多かったということで、具体的に途中入所児童数の増加人数につきましては、当初と比較して計1,849人でございます。

また、どこの園、事業所がどれだけふえたかという御質問でございますが、途中入所における見込みにつきましては、保育単価等を考慮いたしまして園児数を想定して補正計上しておりますので、申しわけありませんが、どこの園がどれだけということにお答えできませんので、よろしく申し上げます。以上でございます。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

まず、交差点改良の見通しについて、場所選定の段階でどういう考えでいたのかという御質問ですが、用地の取得、造成工事と並行して進めていく考えでありました。

現在までどのような対策を施したのかという御質問でございますけれども、用地の地権者と交渉を幾度も重ねております。

それと売れ行きへの影響でございますが、事業の進捗に影響すると認識をしております。

今後の交差点についてですが、安全確保ができるように継続して協議などを重ねていきたいと考えております。

それと企業庁との役割分担でございますが、工業団地区域内については企業庁、区域外については市となっております。

また、今までの経緯ということでございますが、平成21年、地元より要望があり、関係機関との打ち合わせ、地元説明会等を重ね、平成26年8月に企業庁より開発の決定をいただき、その後、地区計画の策定、地域説明会、造成工事説明会等を経て、平成27年度より造成工事が始まりまして。平成28年度の地域説明会の意見を企業庁に伝え、その後、計画見直しの検討、計画変更、その後、計画変更で地域説明会を開催させていただきました。

それと、南河田の交差点改良を市はどこまでやるのかということにつきましては、隅切りの用地買収のみでございます。

それと、地元説明会の折、隣接者への対応はということで、説明会については、隣接者の方も呼んで一緒に説明会を行わせていただいております。

それと変更、先ほどの大野議員の関係でございますが、今、道路をつくっておるというよりは、今の場所については、造成工事が始まるときに、あそこは造成工事の土を運んでくるためのダンプの進入路としてつくっておるわけでありまして、企業団地内の道路をつくっておるわけではありませんので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

#### ○企業誘致課長（横山啓善君）

先ほど大野議員のほうの答弁の中で測量費の関係で「市」と申しましたけれども、こちらは「愛知県」のほうで測量費は出していただいておりますので訂正させていただきます。

それと、地権者の同意ということで測量の関係で、今、吉川議員から御質問いただきましたが、その時点では同意はいただいております。以上です。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

もう1点、農業土木費の関係でございますが、負担金の追加につきましては、国から県へ事業の内示額が提示され、その後、県から関係市町村への確認があります。同意につきましては、県から文書で土地改良事業に対する市町村負担金の変更について依頼があり、関係市町村が負担金の変更の承諾を文書で回答をしております。以上でございます。

#### ○2番（吉川三津子君）

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず地方債に関してですけれども、合併特例債について今後使いますよという事業が上げられました。総額どれくらいを見込んでいらっしゃるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、次に障害者の総合支援等をお伺いしましたが、利用者数が伸びているんだということをおっしゃいました。なぜ伸びているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

精神障害者についても、やはりいろんな背景がこの社会の中にあるのかなと思いますが、その辺のところをどのように分析していらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

あと、児童措置費の関係ですが、途中見込みがかなり多かったと。本当に人数としては大きな人数だと思っておりますが、この途中見込みの利用者は、3歳児未満が多いのか、職場復帰が多いのか、そういった傾向的なものをつかんでいらっしゃるならばお聞きをしたいと思います。

それから、子ども医療費の関係ですが、こちらも市の単独のほうがふえたんだとか、2月から8月までということですが、原因としてどんなことが考えられるのか。子供の人数というのは減っているわけなんですけれども、そういった中で子供の中でどんな問題が起きているのか、その辺をどのように分析されているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、母子・父子家庭の問題で、やはりふえているという答弁がありました。私もこれは大変深刻な問題だなど受けとめているわけですが、どれくらい具体的にふえているのか。あと、父子家庭の状況を知りたいと思いますので、父子家庭の増加について愛西市ではどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、障害児の通所給付金関係ですけれども、これは子育て関係のほうにお聞きをしたいんですが、一般質問の中でも取り上げさせていただいているんですけれども、やはり発達にリスクを持った子供の児童クラブ受け入れの状況は、やはりまだ問題があるのではないかなということが予測されるわけですが、こういったことに対してどのような見解、今後の対策を考えていらっしゃるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、企業誘致の関係でお聞きをしたと思います。

率直な意見としては、意見は言っただけではいけないかもしれませんが、工業団地を開発すると決めたときに、この交差点、心臓部分をクリアせずに、確実な土地取得ができる約束がされていなかったこと。そして、今回、緑地をふやして、約7.3ヘクタールから約5.3ヘクタールに工業団地として売る面積、約2ヘクタール減るような状況になっているわけです。先ほどから説明会でそこに住んでいらっしゃる方も一緒に説明をしたんだとおっしゃるわけですが、それは私、個々の世帯に対して、やはり個別に十分な説明がこういう事業では必要だろうと。多分ほかの市町ではそういうことをしていらっしゃるはずですが、愛西市では全くそういったことをされず、ほかの地域の方々と一緒にお話を聞いていただくということしかしてこなかったのか、その辺について再度確認をさせていただきたいと思います。

それから、先ほどから交差点について具体的にどのような対策を施してきたのか、答弁が何度か行きました。具体的にもう少し、こういう努力をしてきたということが言えなければ、これは十分にしてきたと言えないということですので、さらにちょっと詳しく、こんな努力をしてきたということを教えてください。

企業団地の売れ行きにも影響するのではないかとという質問に対しても影響するだろうという答弁が返ってきたわけですが、この企業団地の売れ行き、そして面積も減るということに対して採算的に大丈夫なのか、その点どう考えているのか、市の見解を求めます。

今回、いろいろ計画変更が出てきているわけですがけれども、総事業費への影響はどうなっていくのか。そして、今までこういった変更によって無駄となった事業費、金額はどれくらいになるのか、教えていただきたいと思います。

それから、北側にそういったトラックがぐるっと回って、また再度交差点に入る道路をつくられるということですが、私、ちらっと聞いたら、まだ地権者の合意がとられていないところもあるという、それはうわさ話かもしれませんが、そんな話が舞い込んできております。その点、きちんとお話をされて、これはいけそうな状況にまでいつているのか、その点について確認をさせていただきます。以上です。

#### ○市長（日永貴章君）

私から最初、今の南河田の交差点の件、若干吉川議員が意見を言われましたので、私から若干お話をさせていただきますけれども、交差点を含めて、今後、市が進める事業の用地の買収方法というのは何が正しいやり方なのか。じゃあ、先に地権者の方々にお話をして、その後、予算計上するのが正しいのか、予算計上が認められてから交渉に入るのが正しいのか、どちらがいいのか。

今回の場合におきましては、現在も交渉は、今後も進めていく。また、県、企業庁とも協力してそういった交渉を進めていくわけでございますけれども、やっぱり人の土地でございますので、その地権者の方々の御理解がなければ事業は進まないということで、我々としても、今回こういったことを踏まえて、議員の皆様方や地権者の方、地域の方々にいろいろと御心配等をおかけいたしておりますけれども、やはり我々としては、今後、この南河田の企業団地についてもしっかりと取り組んでいかないといけないというふうに考えていますし、今回の経験でわかったことは、まだまだ我々、市が持っているノウハウは非常に少ないと。今回のこういった経験を踏まえて、今後、よりスムーズに、より地権者の方々、地域の方々に御迷惑をかけないような事業推進の方法を今後とも知識の蓄積に努めていかなければならないというふうに思っております。

ほかの事業、全体的にそうなんですけれども、やはりそういった専門性の職員が非常に少ないというところが今回の一番大きな、我々としてこういった何度も変更しなければならないというふうな事態に陥った主たる原因だろうというふうに思っておりますので、今回もいろいろ、大野議員からも先ほど御質問いただきましたけれども、そういった皆さん方の御提案等も十分に我々としては受けとめて、今後スムーズな、今回の件以外の事業についても、しっかりと対応できるような体制づくりを今後はしていきたいというふうに考えております。

まず最初、私から答弁させていただきました。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

私のほうからは合併特例債の関係ですが、額につきまして、まだ積算等も済んでいないこともあり、現時点ではお答えできないと。今後、慎重に検討していきたいと。以上でございます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは私から、まず1点目に障害者総合支援の伸びた理由ということでございます。確たる理由までの掌握には至っておりませんが、一つはサービスの周知が図られたというところ、それともう一つ、今回大きな理由といたしましては、就労継続支援の関係で事業所が新たに1カ所開設されたというところが大きな要因かと考えております。

それから、精神の関係の扶助費で対象者がふえておるといふ御回答を申し上げ、その分析についてはどうかというお尋ねでございます。これは議員がおっしゃっていただきました、社会的背景があるのかどうなのかというところまで分析に至ってはおりませんが、現実的に療育手帳、あるいは精神の保健福祉手帳の交付を受ける方々の数というのは、24年度からの数値を見ましても確実にふえてきている状況を捉えているというところでございます。

それからもう一つ、子ども医療費の増加の原因ということでございます。先ほど御説明申し上げましたとおり、基本的にその数自体は減少の傾向にはありますけれども、1人当たりの医療費がふえておるといふところから見ますと、やはり医療の進歩や新技術の導入、新薬の使用などというところも影響が大きくなるのではないかと分析をしております。

それから、母子・父子家庭の関係でございます。具体的な増をといふお尋ねでございます。先ほど申しました10月末現在での前年度を比較してみますと、22名の増という形になっております。そして、このうち父子家庭の関係でございますが、まことに申しわけございません、ちょっと手元に詳細な数値がございませんので、また後ほどお知らせをしたいと思います。以上でございます。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

私のほうからは、まず途中入所児童の増加の傾向という御質問がございました。申しわけございません、傾向はちょっと分析してございませんが、年齢でいきますと、1・2歳児が752人、4・5歳児が753人と、全体の81.3%ほどがこの年齢で占めておまして、総合で1,849人という多い人数でございますが、この途中入所の人数が多い要因といたしましては、途中入所の見込み児童数というのは不確実な要素でございます、この不確かな部分につきましては、年度の途中、ある程度決算額の見込みが固まった時点で補正で対応するという方針に従ったことにもあろうかと思っております。

また、児童クラブにおける発達障害等リスクのある児童の受け入れでございます。障害者差別解消法も制定をされまして、児童クラブとしてもできれば受け入れをさせていただく方向で今進めております。それには、学校関係、保護者等に十分情報を聞きまして、その中で受け入れ可能かどうかを判断させていただくのと、あと障害者の受け入れに対しては、当然人員の加配等も必要かと思っておりますので、そちらのほうも助成させていただけるものはさせていただく、そういう形で前向きに進めたいと思っております。以上でございます。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

企業団地の個別対応の関係でございますけれども、苦情があったということについては、私どもの職員が行って対応させていただいて、努力をさせていただいております。

それと、交差点をどういふふうで交渉したかということでございますけれども、これは3年

間交渉してまいりました。4月からは1週間については訪問して、説明なり、そういう努力をしてまいりましたけれども、まだ契約には至っていないということでございます。

それと、企業団地の面積が減って大丈夫かということでございますけれども、これについては企業庁のほうで採算性を加味してやっておるということでございます。

それと、総事業費の関係で幾らぐらいになったかということでございますが、ちょっと手元に費用面のものはございませんが、無駄になったものについては、先ほどのピアッツアの店のところですね。物件調査と不動産鑑定を行っておりますので、その費用が無駄になったということでございます。

あと、北側の土地の地権者の同意はということでございますけれども、1名の方については、まだとっておりません。ちょっと話の中で条件がございましたので、それを今話で進めているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（大島一郎君）

次に、7番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○7番（山岡幹雄君）

議案第65号：平成28年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について御質問させていただきます。

まず、補正予算書の19、20ページの3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、23節の償還金、利子及び割引料ということで、今回、御説明があり、補正を組んでみえるんですが、これは国のほうの会計検査に基づいて返還金が生じたということでございます。それで、延滞金、これは実際国の金でございまして、そういう延滞金が生じるかどうか。

あと、これは国の会計検査でわかったわけですので、これは市の監査委員は、毎年、これ一応監査をしておるわけですが、監査委員のほうはどういうふうに対応して、今後、こういうものに対して監査委員の立場としてどういうふうにされるか、お尋ねいたします。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、13節の委託料、これは大野議員、吉川議員が御質問されて、それで御回答もあつたんですが、それで大野議員のときに6月議会の補正について、これはちょっと確認なんですが、まだ決定はしていないけど、6月に補正を組んだと。計画の段階だというような部長の答弁でしたが、これはどの段階でこういう補正まで組んで決定して、今回、経緯に至らんかったということで、何か部長の答弁ですと、まだ決定でないみたいな言い方をされたんですけど、その補正まで組むということは現実されるということですか。

あと、先ほどちょっと不適切ではないんですけど、間違いがあつたんだと、不動産鑑定料といろいろお金が出ておるわけですが、実際それは誰が責任をとるわけですか。これは、やはり民間であると個人の負担で、それで終わるわけですが、公ですと、今の御答弁ですと、ちょっと手違いがあつたようなお話ですが、その辺の考え方をちょっとお尋ねいたします。

次に、8款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費、15節工事請負費で排水路付替工事になった経緯については、いろいろ緑地帯を設けたと。それで、当初この緑地帯については、

以前私もちょっと藤浪コミュニティのほうに伺ったときに、この緑地帯の断面図を県のほうがお示しして、木を植えて、盛り土の高さ2メートルという形でこれは計画されておるんですわ。それで、今回30メートルにしたということは、これ盛り土とか、多分計画があると思うんですが、その計画は、県のほうがこの住民の方にこういう図面を通して多分説明されてみえると思うんだけど、私のほうにはちょっと手元に資料がないものであれですが、今回のこういう、東京都のほうでも盛り土でいろいろ問題になっておるんですが、こういうどういう計画で今回されるのか、その点、お尋ねいたします。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

私のほうからは、補助金の返還金の御質問についての延滞金について御答弁をさせていただきます。

延滞金でございますが、こちらは補助金の返還が命ぜられ、それを納期日までに納付しなかった場合に発生するものでございますので、今回の事例には該当いたしません。

ただ、返還金には、そのほかに加算金がございます。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条に、補助事業者等は、他の用途への使用をし、その他補助金交付決定の内容、法令または処分に違反をし、返還を命ぜられたときには、補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ加算金を国に納付しなければならないとございますが、今回、国・県から請求されます返還金には加算金が課されてございません。今回、国の返還命令につきましては、市の積算誤りによるものでは、違反等、加算金を課す事例には当たらないということで加算されていないということもございますので、市につきましても、市の分の返還金に加算金を課さないこととさせていただきます。以上でございます。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

まず、6月補正の関係につきましては、大野議員のときにも申し上げましたように、5月の上旬に地元からお話をいただいたと、それでそのことを企業庁にお伝えしました。そして、そのときに一応検討はさせていただくということで、必ずやるとは県のほう申し上げておりませんので、このまま、どれくらいの変更かは私どももわかりません。向こうもこれだけのところの計画なものですから、そして内部も大分たくさんにわたって検討していかなければならないものですから時間がかかります。ですから、10月に正式な回答をいただいたということでございます。

それで、あと無駄になったものについては大変申しわけなく思っております。

それと緑地帯の関係でございますが、当初に説明で使った図面は細かくされたと思っておりますけれども、今回は緑地帯の幅ぐいを変更するというので、平面図のみで地元の説明をしております。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

私のほうからは監査委員さんの関係を御答弁させていただきます。

今般、会計検査院のほうから補助金の過大交付との指摘を受け、補助金返還に至ったことは、まことに残念であり、大変重く受けとめております。

今後は、その反省を踏まえまして、現行の審査、チェック体制等を見直すとともに、再発防止に努めてまいりたいと、こういうように考えております。以上です。

○7番（山岡幹雄君）

答弁漏れ、責任は誰がとるかって、お金は。誰もとらないということでもいいですか。

○産業建設部長（恒川美広君）

これにつきましては、先ほど言いましたように、大変申しわけなく思っております。

○7番（山岡幹雄君）

まず、先ほどの道路改良、大型車乗り入れについて、今回、北側のほうに迂回路みたいなものをつくれるわけですが、それで先ほど6月補正で、その後いろいろ決定したということですが、それであれば、この喫茶店のバチは、今年度の3月の補正でもよかったのではないかなと。道路の決定をしてからその補正を組むべきで、最初にやられたということは、我々もそこにバチを、大型車が入るため市の費用でやるという説明を聞いて賛成したわけですが、それで今回、この迂回路の地権者の方々、これは私の近くの農家の方がたくさん見えるわけです。そこが迂回路はいいんですが、軽トラ等、多分この交通規制がかかると思うんですが、その辺、地域の方に、もうここは車をとめていけませんよと。皆さん、多分軽トラでネギとか稲作、結構そういうのが往々として、あれは農道というような位置づけで皆さん利用してみえると思うんですが、その辺説明をしておるかどうか。市のほうがこういう図面をつくって、今回の企業誘致は成功、ぜひともしてもらわなければなりません、やはりできた後、いろんな問題が今度出てくるんじゃないかと思うんですが、その辺の市の考え方。

先ほど緑地帯についてもそうですが、これ30メートル、これは当初の計画ですと10メートルで盛り土の計画があるんですが、これ30メートルになると相当な盛り土になって、斜めの傾斜が多分計画をされておると思うんですわ。今回、この緑地帯を多くすることによって、やはりその工事の過程も、これは30年に向けて完了しなければなりませんので、その辺が住民の意向で、環境問題でこういう形を出せばいいんですが、これまた変な話なんですけど、変更があるんじゃないかと、その辺も踏まえてですね。

最後に、返還金のことで先ほど部長が残念だと、これ、意味合いがちょっとわからんのですが、国の会計検査院が検査して、市側は残念だということは、市はこれでよかったということかな。

今の総務部長の答弁だと、残念ということは、これは市の考え方は合っておったんだと、国は、これは会計検査院から指摘があって、臨時の職員の給付は、この考え方はおかしいよということで返還しなさいよということで、部長の答弁は「残念」という言葉が使われたんだけど、僕は思うけど、残念じゃないと思うんですけど、これは指摘があったわけですから。速やかに反省し、あと監査委員の方にも、ほかの補助金がどういうふうになっておるか、今後の考え方、市のほうも補助金は払っております。また、国・県から補助金はいただいております。その辺の考え方が、やはり国・県からその指摘があったら、残念という言葉が使われるかどうかわかりませんが、ちょっとその辺のこれからの、愛西市の監査委員も立派な方がお2人見えますの

で、これからの市の考え方をお聞かせ願います。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、私から最初に、まず南河田の件について御答弁させていただきます。

議員もこれは完成させなければならないということを御意見で言っていただきまして、本当にありがたく思っております。

今後の規制については、関係機関と調整をして、また地権者の方々の御理解を得て、そしてこの予算が認められた後、それぞれ地権者等にも新たな交渉していくわけですけれども、また時期を見て、当然完成、工事に入る前にはしっかりと地元、あの付近を使われる方々にできるだけ広く周知をしていかなければならないというふうに考えておりますので、しっかりそういった周知関係をしていきたいというふうに思っております。

そして、国の会計検査の件でございますが、議員がおっしゃられるとおり、我々としてはしっかりとした対応ができていなかったということでございますので、今後はこういった補助金についても複数でしっかりとした体制でチェックをして、次回にこういったことが起きないようにしっかりとした対応に努めていくとともに、また監査委員さんにおかれましてもしっかりとした、我々市として補助している団体についてもしっかりとしたチェックをしていただくよう、また伝えさせていただきたいというふうに思っております。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

用地買収の関係で6月じゃなくてもよかったのではないかなということでございますけれども、これにつきましては、ちょっと時間差といましようか、そういうものがありますので、市としてはやっていくんだという考えでございましたけれども、その5月のときにそういう地権者から話があって県へお話をしたところ、検討はするということ、補正をお認めいただいた後に、県からちょっと待ったほうがいいのではないかという話をいただきましたので、ちょっと用地買収を中止したということでございます。

あと、緑地の盛り土の変更ということでございますけれども、緑地の特にふえた分については盛り土はしないというふうに、田面のところに木を植えるということで県は考えておりますので、よろしくお願ひします。

**○議長（大島一郎君）**

それでは、ここで暫時休憩をいたします。2時55分まで暫時休憩といたします。

午後2時45分 休憩

午後2時55分 再開

**○議長（大島一郎君）**

それでは、休憩を解きまして、会議を続行します。

まず最初に、福祉部長より発言を求められておりますので許可いたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

済みません、先ほど私から吉川三津子議員に御答弁を申し上げた中で訂正を1カ所お願いいたしたいと思ひます。

母子・父子家庭の受給者数の前年度比較の増の数ということで「22名」と申し上げましたが、「13名」が正しい増加数でございますので訂正をさせていただきます。大変申しわけございませんでした。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

それでは、次に10番・真野和久議員、どうぞ。

**○10番（真野和久君）**

それでは、一般会計補正予算について質問をいたします。

1つですが、24ページの農業土木費の負担金という形で湛水防除事業、地盤沈下対策事業、先ほど吉川議員からも話がありましたが、等の事業に関してですけれども、今回、助成が増額されたことで、どこの工事のどこの場所をどのように工事を追加するのかということと、先ほどもありましたが、これまでのところでどこまで対策ができたのかということ、それから来年度以降どういようなところが対象になっていくのかについてお尋ねをいたします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

今回の国の補正による、まず追加の場所ではありますが、湛水防除事業では、根高排水機場、西川端排水機場、須ヶ脇排水機場、古瀬排水機場、鷹場排水機場、開治排水機場の更新工事の追加補正であります。

続いて地盤沈下対策事業でありますけれども、葛木町地内の用水路改修工事、鶉多須町地内の用水路改修工事、鶉戸川の改修工事の追加補正であります。

次に農業用管水路特別対策事業では、光西地区、日置2地区、立田地区において石綿管を塩ビ管に更新する工事の追加補正であります。

また、今年度で対応できた箇所につきましては、今述べた場所のほかに、湛水防除事業では、向島排水機場、善太新排水機場の更新工事、地盤沈下対策事業では、大井町地内の用水路改修工事、古瀬町地内の排水路改修工事、特定農業用管水路特別工事では、日置1地区において工事を施工しました。

来年度の工事の予定ということでございますが、今年度施工した箇所に追加して、地盤沈下対策事業では、須依町地内の排水路改修、特定農業用管水路特別対策事業では、諸桑地区、中一色地区、東條西條地区において工事を施工する予定であります。

来年度の負担金の額については現時点では確定しておりませんので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

**○10番（真野和久君）**

来年度については、幾つか既に今上がってきているわけですが、これについては、大体毎年毎年更新する必要があるものについては、大体基本的に何年後にはどこになっているのかというのがほぼ計画的にはあると思うんですけど、そうしたものがあるのかどうか。どのくらい先まで検討されているのかということと、あと毎年、年間でどのくらいになっているのかについてお尋ねします。

**○土木課長（山田哲司君）**

計画のほうにつきましては、排水機場につきましては、およそ10年計画で更新していく中で、40年をめどに新たに更新事業を計画しております。

あと、特定農業用管水路につきましては、土地改良区が管理しておる水路ですけれども、地区を順番に整備していく予定であります。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

次に、3番・近藤武議員、どうぞ。

**○3番（近藤 武君）**

1点だけ、議案第65号について質問させていただきます。

ページ数ですと28ページの一般職、総括の部分であります。ここで議案の説明のとき、減額の理由というのは一部お聞きした部分があるんですが、全体の減額の理由と、あとここに出ています8名の退職分というのはどれくらいになっているのか、お伺いいたします。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

今回の一般会計の人件費補正で増額要因といたしまして、人事院勧告による給料、勤勉手当が約2,600万円、人事異動に伴う増額が約650万円でございます。

一方、減額要因といたしましては、8名の退職分といたしまして2,500万円、育児休業等での分で約1,950万円、それと共済の追加費用の減額が4,700万円でございます。差し引きで約5,900万円の減額となりました。以上でございます。

**○3番（近藤 武君）**

それでは、再質問をさせていただきたいんですが、この8名の退職者というところがあるんですが、どのような形の退職という形になったのか。また、この8名分、一般業務に対して影響は今年度に出ているのかどうか、お伺いいたします。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

当初予算の編成後ですが、平成27年度中に退職した者が5名、平成28年度になって退職した者が3名、いずれも自己都合による退職でございます。平成27年度中の退職に関しましては、人事異動による部署人数の調整、平成28年度中の退職に関しましては、臨時職員の採用などで業務に対する影響を最小限に抑えている状況でございます。

**○議長（大島一郎君）**

次に、9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○9番（加藤敏彦君）**

議案第65号：平成28年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について質問いたします。

3ページの第2表の繰越明許費ですが、企業誘致推進事業7,600万円の具体的な内容についてお尋ねをいたします。

20ページ、3款民生費、1項7目19節ですが、経済対策臨時福祉給付金の1億4,100万円の内容について、その目的、対象、金額、支給時期と方法についてお尋ねいたします。

それから24ページ、8款2項2目13節ですが、質問が出ておる測量設計等委託料の260万円についてですが、南河田交差点の道路改良がどういう内容であったか。これまでは交差点の隅

切りとの説明でありましたが、現状を見ますと、この南河田の交差点は、これまであった漫画喫茶がもう営業してなくてコンビニの予定地という形になっておりまして、一般的に考えれば、これは隅切りの用地の話がまとまるのではないかと思うんですけれども、市長も地権者にお願いに行かれていますと思いますけれども、地権者はどのような返事をされているのか、お尋ねをいたします。

それから24ページ、8款3項1目15節の排水路つけかえ工事3,086万円、これも取り上げられている問題ですけれども、排水路のつけかえが必要な理由、また県の必要によるものなのか、市の必要によるものなのかについてお尋ねいたします。

それから、これまでの住民説明会をどのように行ってきたのか、回数、またその中で反対とか、そういう要望とか、そういう地元の意見はどうであったのか。

私も藤浪コミュニティセンターで行われました住民説明会に何回か参加いたしました。例えば、昨年11月15日の説明会では、参加者から宅地の地主になぜ説明がなかったか、上から目線であると。それに対して市のほうは、計画段階では説明がなかった、地元要望という形で上がってきたからというような説明でありましたが、こういう説明に対して参加者からは理解できないというような会話もありましたが、地元住民の合意を得て工業用地の造成工事が進められていると思いますが、なぜ今の時点になって計画変更が提案されるのか。きょうの質疑の中でも5月に地元から要望が上がってきたということですが、地元というのは南河田町の自治会、町内会なのか、個人なのか、そしてどのような要望が上がってきたのか、お尋ねをいたします。

南河田工業用地の工事において住民合意が得て進められていると考えておりましたけれども、住民合意がなかったのか。また、計画変更をすることにおいて法律的な問題があったのかについてお尋ねをいたします。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

まず、繰り越しの関係でございますが、企業誘致推進事業で7,600万円の具体的な内容につきましては、平成29年4月以降に繰り越す排水路つけかえ工事となっております。

次に、道路の設計関係でございますが、どういう内容かということでございますが、交差点北側に大型車両の動線を確保するための道路改良になります。

これまでの隅切りと説明が違うということでもありますけれども、場所が異なるということもございます。

それと、地権者からの回答ということでございますが、先ほど来、答弁させていただいておりますけれども、数年にわたり交渉してまいりましたが、理解を得られないということもございます。

次に、つけかえ水路の関係でございますが、このつけかえ水路については既存排水路の機能回復となっておりますので、よろしくお願ひします。

それと、これまでの住民説明会の関係でございますが、26年4月に土地所有者の説明会、26年6月に企業立地地域説明会、これは近隣の町内も集めて行っております。27年11月15日に工事地域説明会でございます。それと、28年3月3日に造成工事のその2でございますけど、地

域説明会と、28年11月13日に土地利用計画説明会を行っております。

それと、その変更に至るときに個人から地元、市の両方に話がありまして、県へお話をさせていただいております。

それと法律的な問題でありますけれども、地区計画策定の縦覧等を行っておりますので問題はないと考えております。以上でございます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、私からは臨時福祉給付金の目的、対象、金額と支給時期と方法についてお答えをさせていただきます。

まず、この臨時福祉給付金の目的につきましては、消費税率の引き上げによります影響を緩和するため、所得の低い方に対して制度的な対応を行うまでの間、暫定的、臨時的な措置として行われるものでございます。

また、対象者につきましては、平成28年1月1日現在に愛西市に住民登録がある方で平成28年度分の市民税が課税されていない方でございます。

また、支給金額とその方法につきましては、1人当たり1万5,000円を、3月上旬に対象者に対し申請書の送付を始めまして、その後、申請を受け付け次第、順次振り込みによる支給を行う予定でおります。以上でございます。

#### ○9番（加藤敏彦君）

先ほどの3ページの繰越明許ですけれども、今説明がありました排水路のつけかえ工事ですので、これは24ページの排水路つけかえ工事と関連するということでしょうか。

それから、20ページの経済対策臨時福祉給付金ですけれども、今説明がありましたけれども、平成28年1月1日で住民票がある方で非課税の方ですけど、年齢制限的なものはあるのかどうか、確認をしたいと思います。

それから、24ページの測量設計等委託料ですけれども、よくいろんな交渉事ではトップが出ていくというような話がありますけれども、市長さんはこの地主さんにお問い合わせのかと。

それから、部長の答弁では数年にわたり交渉していましたが理解が得られないと、理解が得られないのは一体どういう点なのか。市が信用できないから話ができないのか、それとも値段が合わないのか、どういう理由で理解が得られないのか。非常に工業用地としては重要な、先ほど心臓部という発言もありましたけれども、ここではやっぱり重要なことですので、この話がまとまる、まとまらんというのは大変重要なことですが、どうでしょうか。

それで、よくこういう土地の問題などでいくと収用というようなことも出てくるわけですがけれども、そういうようなことも含めて話が検討されたのか。お願いできないからほかの方法でいくわというような提案ですけれども、やはり誰が見ても交差点の改良が答えだと思わなくても、ここら辺で再度お尋ねをいたします。

それから、こういう計画の変更などがあつた場合に、住民の方が納得をされない場合には住民監査請求とか、裁判とか、そういうようなこともあるわけですがけれども、そういう点での対

応としてはどうなのか。ちょっと念のためというような形ですが、お尋ねをいたします。

それから、排水路のつけかえですけれども、これは市の計画変更によるものなのか、それとも県の計画変更によるものなのか。県の計画変更ならば、県のほうに費用負担をしてもらうのが筋ではないかというふうにも思いますが、どうでしょうか。

それから、住民説明会の回数と内容について答弁をいただきましたが、今、計画変更の要因となったのは、個人から地元要望があって県に話をしたら大幅な計画変更になったということですが、個人からの地元要望としてはどういう趣旨で、要望内容ですね。どういう要望であったのかお聞きしたいのと、なぜこの間、これだけ住民説明会をやってきたのに、そういう場ではこういう要望が反映されなかったのか。やっぱり進め方に落ち度があったような気がしますが、この点はどうでしょうか。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から最初に、南河田の件について数点御答弁をさせていただきます。

私が出て交渉したのかということですが、私が交渉する前に面会等も難しい状況に陥っているという状況でございますので、まだそこまでいっておりません。

あと、収用というお話がありましたけれども、当然我々としてはそういう手法もあるということで県ともいろいろと協議を進めておりますけれども、ちょっと収用は難しい案件ではないかという判断に至っております。

あと、当然住民監査請求ということも考えられますので、そういったことにならないように、無理な我々としても条件を出せませんので、そういったことを踏まえた方法を考えてきているということでございます。

あと進め方につきましては、いろいろな進め方があると思っておりますけれども、我々としてはできる限り親切丁寧な説明に努めてきているわけでございますけれども、やはり一人一人、個々になりますといろいろな条件等、こうしたらどうだという御提案も住民の方からいただいておりますので、その都度できるものについては対応させていただいて、できないものについてはお願いをするという交渉、そういった姿勢で我々は努めておりますので、これが100%いい今の状況なのか、相手の方々それぞれに御判断いただくべきことかなあと。全て聞いては、それこそほかの方々に御理解いただけない面もありますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

まず、繰り越しの関係でございますけれども、3,086万円の関係の繰り越しでございます。

それと、隅切りの地権者の理由を詳しくということでございますけれども、申しわけない、これは個人的な情報等もありますので御勘弁をいただきたいなあというふうに思います。

それと排水路等の関係、その前に県が変更したということでございます。これは県の変更に伴いまして、排水路の変更を行うということでございます。これにつきましては、先ほども御答弁させていただきましたけれども、既設の機能回復ということで、幹線道路の西側の排水路

をとるためのつけかえ水路でありまして、団地内の排水を受けることはありませんので、そのための変更でございます。

それと隣接地の方からの要望でございますが、計画説明会等でこれについては聞いていただいた中で何の意見もありませんでしたけれども、いざ造成工事が進む段階で、やはり重機等の騒音、振動を心配されたため、市のほうへ話をいただいたかなあというふうに思っております。以上でございます。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

それでは、私から、臨時福祉給付金の年齢制限についてのお尋ねでございます。今回のこの制度につきまして年齢制限はございませんので、よろしく申し上げます。

**○議長（大島一郎君）**

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

**○11番（河合克平君）**

では、議案第65号の平成28年度愛西市一般会計補正予算について質問いたします。

まず、歳入について質問します。

8ページの歳入のところでは地方交付税が約2億6,000万円増額になっている状況について、この増額の理由について確認であります。一般質問でもお話がありましたが、今年度から地方交付税が減額している状況に入ってきているということでもあります。それを見込んで予算を立てられたと思いますが、今回、予算よりも増額になった理由について、基準財政需要額が増加したからなのか、その辺のことについて詳細をお伺いしたいです。

あと、同じく8ページの社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましてですが、こちらについても国から入ってきておりますが、今、現状で発行状況がどのくらいあるのかということと、補助金がふえていることについては、なぜ補助金をふやすような要因となっているのかについてお伺いをします。

続きまして、ほかにいろいろとあったんですが、質問されましたので割愛をして1点だけ、20ページの児童福祉費の児童措置費で1億149万3,000円の児童措置費の施設型給付金についてですが、これについてはどのくらいふえたのかということもお伺いしましたが、これにかかわって歳入歳出で減額がされております。この減額については大体3,600万円減額されておりますが、減額とされている財源の内容についてはどういった内容のものであったのかについてお伺いをいたします。

続いて、会計実施検査についての質問であります。

保育料の保育施設型給付金等を含めて補助金の返還について今回指摘がされたということでしたが、どういった内容で指摘がされたのか。私は自身で聞いているのは、毎月の補助金の査定があるんですが、その査定から、その指導員の査定の人数が日々の状況によって変わることによって毎月の月初めの補助金の査定についてはもらい過ぎているような状況があったからではないかということは聞いたんですが、そういったことについては施設側もわかるはずではないか。施設側から問い合わせがあったのか。また、市としてなぜいいと思っていたのか。どこ

の保育園がそうなのか。また、この関係については市のどういう責任が問われているのか等々、お伺いをしたいと思います。

市側の要因、また施設側の要因、それぞれあるかと思いますが、今後繰り返さないための分析としては必要なことかと思いますが、どういう総括をされたのかということをお伺いいたします。

続いて、あとは22ページのがん検診委託料についてですが、例年より多いということの要因はなぜかということと、今まで健康診断によって重症化が防がれたことがあれば教えてください。

続いて、人件費についてですが、各条項、各特別会計の分も含めてお願いをしたいんですが、各会計の合計、全て一般会計、特別会計を含めて合計の過剰分となった分、減額した補正の金額について、全体は幾らであるのかということと、現在の休職者についての人数とその理由について概略を教えてください。以上です。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

私のほうから、順次御答弁させていただきます。

まず、2億6,000万円の補正の関係につきましては、今年度交付決定額が当初予算を上回ったことによる増額が原因であります。

基準財政需要額の増加についてということですが、公債費のうち合併特例債の償還費の増が原因でございます。

また、合併特例の段階的縮減の額の関係でございますが、1億2,000万円でございます。

私のほうからは以上です。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

私のほうからは個人番号カードの発行状況についてでございます。本年11月末現在で個人番号カードの交付件数ですが、4,216件でございます。以上です。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、私から社会保障・税番号制度システムの補助金の関係で御説明をいたします。

今回、社会保障・税番号制度システム整備補助金を計上させていただいておりますが、基幹系等の電算部門につきましては、当初予算にてこの歳入の計上をしておりました。ところが、健康福祉部門につきましては、まだその時点で補助金が不確定というところもございまして、当初予算には計上をしておりませんでした。今回、国からの補助金の交付決定通知を受けまして歳入の補正の計上をさせていただくものでございます。

それから、続きまして私から、ちょっと飛んでしまいますけれども、がん検診等の御説明をさせていただきたいと思います。

例年より多いことの要因と、それから重症化が防がれたのかというお尋ねでございます。このがん検診が例年より多いことの要因につきましては、集団検診にレディース検診日及び託児を設けたこと、それから未受診者に受診勧奨通知を郵送したことなど、受診しやすい環境づくりと積極的な受診勧奨により受診者の数が増加をしたということが原因と捉えております。

また、現在までの健診結果により重症化が防がれたことについてでございますが、今回のがん検診によりまして、平成27年度の数値でございますが、胃がんで7名の方、大腸がんで14名、肺がんで4名、乳がんで10名、子宮がんで1名、前立腺がんで26名の方が発見をされているという状況となっております。以上です。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

私のほうからは施設型給付費の歳出と歳入の今回の補正でございます。

まず、歳出の増につきましては、途中入所児童数等が1,849名増加、当初の見込みより増加したということでございまして、続きまして歳入のほうで保育料と受益者負担金が約1,000万、あと受託園児運営費等で2,600万ほど減になってございます。この要因でございますが、まず保育料の減額の要因としましては減免関係、今年度、減免が発生しました。こちらにつきましては、ひとり親等世帯で年間延べ1,318人、485万9,680円ほど、試算しますとそういった影響額が見られます。また、二人親世帯でございますが、こちらは年間延べ377人、118万4,450円ほどの影響額でございます。これと第3子保育料の無料化といたしまして、こちらの減免の影響が年間延べ294人、232万50円ほど影響額が見込まれます。

あと、受託園児保育所運営費等の収入減でございます。これは他市からの受け入れの収入でございますが、こちらにつきましては当初の見込みと比較しまして、延べ170人ほど当初の見込みより減少したということでございます。

2点目の会計検査院による返還金の御質問でございますが、まず今回、民間保育園に支払っております運営費負担金でございますが、これは毎月、月初めの在籍の園児数をもとにしたものでございまして、また延長保育促進事業補助金は、国の配置基準で保育士が配置をされまして、またこの事業にさらに加配がされる場合に支給をされる補助金ということでございます。返還金が発生いたしましたのは、国の配置基準に満たない月があったために生じたものでございます。

国の定める配置基準でございますが、毎月、月初めの在籍園児数に応じた保育士数をその一月を通して確保しなければならないものを、市は一月の中で日々変動する園児数に対しまして、その日、その日が基準数を確保されていれば問題ないと解釈しておりました。民間保育園のほうも同様の認識をされておりました。今回の事態が生じたのは、市においてこの理解が十分でなかったことに起因するものでございまして、保育園側には特段の過失はないと思っております。

保育園名を申し上げることによりまして該当保育園の今後の運営に支障、また不利益を及ぼすおそれがありますので、園名を申し上げることは控えさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

私からは人件費の関係で御説明をさせていただきます。全ての会計の合計でお答えをさせていただきます。

まず、増額の要因といたしまして、人事院勧告によります給料、勤勉手当が約2,800万円、

人事異動に伴う増額が約2,100万円でございます。

一方、減額要因といたしましては、一般会計で8名、介護特別会計で1名、合計9名の退職分といたしまして約3,100万円、育児休業等で約3,800万円、共済の追加費用の減額で約4,900万円でございます。差し引きいたしまして、約6,900万円の減額となっております。

また、休職者につきましてでございますが、平成28年12月1日現在で育児休業者が11名、病気休職者が2名という状況でございます。以上でございます。

#### ○11番（河合克平君）

1つ、会計実施検査についてですが、他自治体で同じような指摘がされておるところがあるんじゃないかと思うんですが、同じような勘違いをしているようなことがある場合について、今後、こうしていこうというのがある程度防げる部分があるかと思うんですが、自治体のそういった情報はなるかどうかということが1つと、今回については保育園のほうには責任がないということなんですが、じゃあ市の内部で何らかの責任をとる、例えば処分があるのかについてお伺いをします。

それから、交付税の収入についてのお話ですが、1億2,000万円ぐらい減額をされたということで、にもかかわらず増額がされたということでありました。来年度はまた減額がされるという状況になるかと思いますが、また合併特例債もふえたり、臨時財政対策債もふえるような状況があると思うので、そんなに思ったよりも減らない状況なのかなあということを思いますが、その状況について、今後の見通しについてお伺いをします。よろしくお願ひします。

#### ○副市長（鈴木 睦君）

他自治体の関係の中で職員の処分について、私のほうからお答えさせていただきます。

今のところ、処分については考えてはおりません。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

今回のような配置基準を満たさない事例は、全国的には過去に例はございました。私どももこういったことを踏まえて、市のほうから、通達等もあって、それを見落としていた面もございましたので、今後、このようなことがないように二重のチェック等、そうした体制で臨ませていただきたいと思います。どうも申しわけございませんでした。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

交付税の関係ですけれど、国・県の動向を慎重に見きわめ、今後検討していきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第14・議案第66号（質疑）

#### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第14・議案第66号：平成28年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○2番（吉川三津子君）**

議案第66号について質問させていただきます。

医療費が増加しているということですが、対策をとるには原因分析が必要だと思っておりますが、その原因分析をどのようにされているのか、お伺いをいたします。

それから、今後、国保については県の事業のほうに移行していくわけですが、今回、準備基金積立金が多額に積み立てられております。この金額の根拠と、これから事業の形態が変わっていく中で基金はどうなっていくのか、それについて説明を求めます。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

それでは、まず最初に医療費増の分析ということでございます。今回の療養給付費の増額につきましては、本年度、まず診療報酬の改定が行われて、技術料等の見直しが行われたという点が1つあるかと思います。また、高額な薬剤が保険適用になったという背景もございまして、これらの要因が重なって医療費を押し上げておるのではないかと分析しております。

それから、準備基金の関係につきましては、今回、平成27年度の繰越金を国への返還金、あるいは療養諸費等のプラスに充当いたしました結果、残りましたものを基金のほうへ積み立てるといってございます。いわゆる県の関係の今後の事業の変更というところに向けて、当然納付金なるものが県から試算をされて、また後ほど示されてくると思っておりますけれども、そういったところへの留保財源も当然でございまして、急な医療費の増加等も懸念をされますので、当然そういったところへの財源補填としての基金という形で考えておる現状でございます。以上です。

**○2番（吉川三津子君）**

今の答弁によりますと、医療費増は市の対策としてはどうしようもないものが原因であるということの理解でいいのか。

そして、あと準備基金についてですけれども、今後、県全体で運営がされていく中、準備基金の位置づけというのはどうなっていくのか。常にこの準備基金は残って、ある程度一定額をここに持っているような状況になっていくのか。今後のこの基金のためにある金額とかについてちょっとお聞きしたいと思います。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

医療費の増分につきましてはですけれども、今後ふえていく一方で対策はないのかというような御質問でございますが、現行も議員御承知のとおり、データヘルズ計画等も策定をしながら、また保健事業とあわせ持って健診の徹底、そういったところへ重点的に、医療費を抑制できる健康な体づくりというのに向けて、現在、事業を進めておる状況でございます。

それから、基金の今後というお尋ねでございます。基本的に基金そのものを今後も持っているというところについては、今のところそういった持つてはいけないというようなことは示されている状況ではございませんので、今後も保険料を財源に納付金を払っていかなければならないところの財源の一つとして、基金は今後も持つていくという考えでおります。以上です。

○2番（吉川三津子君）

議長、ちょっと質問が、答弁がちょっと不十分だと思いますので、よろしいですか。

○議長（大島一郎君）

そうしたら、そこだけやね。

○2番（吉川三津子君）

今回の医療費増の原因というのは、努力ではどうしようもない部分の増加なのかということと、準備基金の積立金というのは幾らぐらい、これから持つていくべきと考えているのかということをお願いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

今、対策をとっておるところでどうしようもないのかという御質問でございますれば、今回の分析をしておる点が診療報酬の改定と、それから薬価の高額な薬剤の保険適用という点から鑑みますと、やむを得ないところであるというふうに考えます。

それから、基金につきまして幾らが妥当なのかというようなお尋ねでございますけれども、これは先ほど申し上げましたけれども、県から納付金の示しがまだない状況でございますし、まだ現状、医療費の支払いを続けなければならない年度の途中でもございますし、今後の一本化をされたときの財源補填として基金は幾らが妥当なのかというところにつきましては、現状では判断がしかねるというところでございます。以上です。

○議長（大島一郎君）

次に、3番・近藤武議員、どうぞ。

○3番（近藤 武君）

議案第66号：平成28年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質問させていただきます。

7ページ、繰入金で基金安定繰入金のうち保険税軽減分3,150万2,000円、保険者支援分7,003万3,000円分の増額補正との説明がありますが、さらにこの増額分の内容について説明をお願いいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

今回お願いをしております補正分につきまして、平成28年度の基盤安定繰入金の事業費が確定をいたしまして、それに伴って計上をさせていただいております。

基盤安定繰入金の制度につきましては、低所得者の加入割合が高いほど他の加入者にとって保険税負担が重くなっておりますので、保険税の軽減相当額を公費で補填をし、保険税負担の緩和を図ることと、軽減の対象者数に応じて一定割合を公費で負担をして、低所得者の加入が多い保険者を支援するという制度でございまして、金額といたしましては、保険税の軽減

分が3,150万2,000円、保険者支援分といたしましては7,003万3,000円の増額補正とさせていただいております。これにつきましては国の拡充支援を受けての事業でございますが、当初予算を拡充支援前で計上をしておりましたので、金額的には大きな増額計上となっております。以上です。

**○3番（近藤 武君）**

それでは、再質問をさせていただきますが、この補助金によって軽減世帯の減額分の補填は実際できているのか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

軽減世帯への減額分の補填についてでございますが、基盤安定事業の軽減分につきましては、実際には補填をされているというところでございますが、一方で支援分につきましては、加入者全体の約45%が軽減対象者であるという特徴を持っておりまして、低所得者の加入が多い保険者を対象とする支援制度で、総額といたしまして1億800万円の交付を受けているという現状でございます。これは中間所得の加入者への負担が重くなっているということでございまして、国保財政の状況といたしましては大変厳しい状況であるというふうに認識をしております。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

**○11番（河合克平君）**

では、第66号の愛西市国民健康保険特別会計補正予算について質問いたします。

今、お話がありました国からの財政支援金として約1億100万円の歳入があったということでございますが、この歳入については被保険者の数で割ると、大体1人当たり1万円の歳入の増になっております。その歳入の増を使って、近隣の自治体で国保税の軽減に取り組んだ自治体があると聞いておりますが、愛西市としてはその自治体について知っているのか、確認をいたします。

また、近隣でいうと犬山市のように、愛西市の資産割の減額、また資産割をなくすること、課税方式の変更等であるとか、従来から要求しております減免の拡大等を行っていくべきではないかと考えますが、その見解についてお伺いいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

軽減の内容につきましては、先ほど御答弁させていただきましたとおり、軽減分として約3,150万ほど、支援分として約7,000万円ほどを計上させていただいておりますが、県内でこの補助金による軽減を行った自治体はないというふうに考えております。

それから、この分を使つての資産割の減額についてでございますが、これにつきましては現在未定でございますが、また、いわゆる減免の拡大等についても現在は考えはございません。以上です。

**○11番（河合克平君）**

ないということなんです、私が調査をしたところによると、名古屋市さんがこの財政支援

金を原資にして所得割を減額したということを知り及んでおりますので、また確認をしてみてください。

あと資産割の減額、また減免の拡大については、まだ考えていないという状況だということですが、御存じのとおり、国民健康保険に入っている人たちというのは低所得者が多いわけで、国民健康保険税の所得負担率でいいますと、健康保険の負担からするとかなり大きい状況にもなっているところであります。そういったことでは、ぜひ減免をしていかないといけないと考えるところであります。

また、今後、県に一元化するということの中で1点お伺いをしたいんですが、窓口の現物支給についてのペナルティーが減額をされるのではないかという報道も最近あったところですが、県に会計が移譲したときに、各愛知県内といういろいろな医療費助成というのが、それぞれさまざまな会計、自治体がそれぞれ医療費の助成をしているところで、ペナルティーをまとめて各自治体に分担されるようなことがあってはならないのではないか、そういうことはならないと思いますし、そういったペナルティーの今後の県の統一化も含めて、そういった動き等についてわかるようなことがあれば教えてください。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

ただいまの県の一元化も含めまして、ペナルティー部分についてのお話は、情報としては経過のものとしては承知しておりますけれども、まだ決定事項であるというふうには認識をしておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

他に質疑がございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。午後4時5分から始めますので、よろしく願いします。

午後3時54分 休憩

午後4時05分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第67号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第15・議案第67号：平成28年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○9番（加藤敏彦君）

議案第67号：平成28年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について質問します。

保険事業勘定、11ページ、3歳出の1款1項1目19節、小規模多機能居宅介護事業所スプリンクラー設備整備費ですが、この交付金と、あと介護ロボット等導入支援事業92万7,000円がありますが、この地域介護福祉空間整備等施設整備交付金の目的、対象、補助率をお願いいたします。

それから、介護事業所のスプリンクラーの設備の基準、それから整備状況について質問します。

それから、スプリンクラー設備整備費の交付対象の事業所はどこでしょうか。

それから、介護ロボットの内容と交付対象の事業所はどこでしょうか、お尋ねいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金の目的と対象ということでございます。

先進的事業支援特例交付金といたしまして、施設の防火対策を目的に既存の小規模福祉施設等におきまして、申請によりスプリンクラー設備を整備するものでございます。

そして介護ロボット等導入支援特例交付金といたしましては、介護従事者の負担軽減を図るため、介護ロボットを導入するものでございます。

それから、スプリンクラー整備の基準と整備状況でございます。整備基準といたしましては、平成27年4月1日に消防法の施行令の一部が改正をされまして、消防用設備等の設置基準の改正に伴い、面積要件が変更されました。また、整備状況といたしましては、現在、法令の基準により設置義務の生じる介護に関する事業所はございません。

続きまして、スプリンクラーの設備整備費の交付対象の事業所についてでございます。今回、対象の事業所につきましては、小規模多機能型居宅介護ニチイケアセンター愛西でございます。

それから、介護ロボットの内容と交付対象の事業所はというお尋ねでございます。今回の対象につきましては、見守り支援となりますベッドにセンサーユニットを組み込んだもので、入居者の睡眠、覚醒、起き上がり、離床などの状態をパソコンや携帯端末でモニタリングできるものでございます。また、今回の対象事業所は、明範荘特別養護老人ホームでございます。以上でございます。

#### ○9番（加藤敏彦君）

地域介護福祉空間整備等施設整備交付金ですけれども、防火対策で交付ということですが、先進事業の防火対策ということですが、事業として防火対策だけなのか、ほかにもあるのか、その点を。

あと、答弁がありませんでしたけれども、補助率などはどのくらいなのかについて確認をさせていただきます。

それから介護ロボットなんですけれども、初めてのことだと思うんですけれども、こういう介護ロボットの内容ですけれども、いろんなロボットが今報道されておりますけど、そういうものもこういう対象になっていくのかどうか、お尋ねいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

まず、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金の関係で対象の事業ということでございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたスプリンクラー設備の整備のほかに、認知症グループ等における防災改修等支援事業、あるいは生活支援拠点設備準備支援事業、そのほかに一般的な介護予防・生活支援拠点整備事業ということで、大きく4つの区分に分かれております。

それと、スプリンクラーの関係の補助率ということでございますけれども、今回、市のほうを經由して上がった申請書を見る限りでは、基準単価と実施の面積、その乗じたものがそのまま交付決定をされてきておるという状況でございます。

それから介護ロボットの関係でございますが、これにつきましては、基本的に先ほども申し上げましたように、そもそも介護者の事務の効率化、簡素化、軽減を図ることを目的としたものでございまして、今回このような、いわゆる見守り的な介護ロボットの設置が補助対象となっておりますのでございます。以上でございます。

**○議長（大島一郎君）**

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑がございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第16・議案第68号（質疑）**

**○議長（大島一郎君）**

次に、日程第16・議案第68号：平成28年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第17・議案第69号（質疑）**

**○議長（大島一郎君）**

次に、日程第17・議案第69号：平成28年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、質疑を許可いたします。

最初に、10番・真野和久議員、どうぞ。

**○10番（真野和久君）**

今回、繰越明許費として3億9,200万円ということで、社会福祉資本整備事業の交付金が追加された分によって下水道整備を来年度に向けてやっていくんだということですが、これの全体の内訳ですね。交付金、市債など、その内訳をお尋ねしたいというのが1つです。

それからあと、今年度の交付金は要望の100%であったという話ではありますが、来年度以降の下水道整備に係る交付金の状況を、これによって大きく進捗が変わってきますので、そうい

った見通しについてお尋ねいたします。

○上下水道部長（横井一夫君）

繰越明許費の3億9,200万円の財源内訳でございますが、交付金が1億3,000万円、地方債が2億3,410万円、その他特定財源等で2,790万円でございます。

それから、来年度以降の状況ということでございますが、汚水処理施設の10年概成を目指すために、今年度に引き続きまして、愛西市汚水適正処理構想に基づきまして国のほうへ要望していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○10番（真野和久君）

今回、これはこういう形で、ことしはちょっとやりづらい、時期的に来年度に回していくという形になってしまうわけですが、そういう点でいうと、来年度のところでその分を見越して補助金を減らされてしまったりということは、多分どうなるかわからないかもしれませんが、そういう見通しではないわけですね。その点は、また年度年度によって状況が変わってくるということだとは思いますが、もう一度その辺を確認したいのと、あと今後の整備に関して、今、計画の見直し等もやっていますけれども、その点については、今わかっている時点で何かあればお話をお願いします。

○上下水道部長（横井一夫君）

平成28年度、今年度から下水道の整備推進重点事業と従来の通常事業と分けて交付金が交付されるようになりました。重点化事業に対しましては今年度交付率100%ということで、29年度につきましても重点事業を積極的に活用していきたいというふうに思っております。

ただし、通常事業につきましては、本年度は満額で配分いただきましたが、一般的に重点化事業に比べますと交付率が低うございます。29年度に向けて要望活動を強めていきたいというふうに考えております。

それと今年度、今回の箇所につきましては、南河田の諸桑工区分を整備させていただきます。この追加の交付金で、今年度、諸桑工区については整備が完了いたします。

次年度、29年度につきましては、佐屋地区につきましては、現在、須依地区のほうで工事を行わせていただいておりますが、引き続き、29年度も須依地区を行わせていただくと。

佐織地区につきましては、この諸桑工区が終わりますので、次年度につきましては諏訪工区、こちらのほうへ入ってきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・請願第1号及び日程第19・請願第2号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第18・請願第1号：若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願につ

いて並びに日程第19・請願第2号：若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願については、同一内容、同一趣旨でありますので、一括議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、12番・島田浩議員、どうぞ。

#### ○12番（島田 浩君）

請願第1号、第2号、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願について、紹介議員に質問いたします。

まず初めに、今回、このような請願を出されたことに当たり、紹介議員さんは、もちろん内容を熟知され引き受けられたかと思いますが、このマクロ経済スライド、改めて詳しく説明を求めます。

このマクロ経済スライド、2004年より導入されておりますが、デフレ経済が続いたため実施しませんでした。しかも、デフレ経済が続き、物価は下落しても年金額を下げず特例措置がとられたことも御承知かと思えます。そういった配慮の中、紹介議員はどのような年金制度をお考えなのか、お伺いし、またそれを実現するために紹介議員としてどのような活動を今までされてきたのか、お伺いいたします。

それから、請願1号と2号、この後の3号、4号、5号、6号は、請願趣旨、請願事項が全く同一であります。紹介議員として受けられたときにどうして一本化されなかったのか、お伺いいたします。

#### ○11番（河合克平君）

では、お答えさせていただきます。

マクロ経済スライドについて簡単に説明をしますと、現在の6万4,000円の国民年金の老齢基礎年金がこれから30年かけて、例えば10年後には5万7,000円に、25年後には5万1,000円にという形で、マクロ経済スライドということで100年を計算する中で、加入者と給付者との間の関係を調整していくというのがマクロ経済スライドであるという理解をしています。

このマクロ経済スライドによって低所得者、特に低い年金者については非常にどんどん減るばかりということで、生活がままならない状況が考えられます。そういった点では、このマクロ経済スライドというのを廃止して、特に年金給付が低い人に対して年金を確保するということが一つ必要であろうというふうに私は考えておるところであります。

その一つの方法として、最低保障年金制度というものを実現すべきではないかと考えておるところであります。この最低保障年金制度については、大体今老齢基礎年金で6万5,000円ほどいただいている人の半分の大体3万3,000円ぐらいを国庫負担金として補填をすることによって最低年金をつくっていくと。そういうことをすることによって低所得者、低収入者の保険を補填すると、充実をするということにつながっていくと思っておるところであります。

また、どういう活動をしてきたのかということについてですが、日本共産党として国政選挙にも取り組む中で、やはり年金を改善することについて皆さんの御理解を願うような形で選挙等も取り組んできたところであります。

そして最後に、一本化できなかったのかということのお話ですが、内容的に違う部分もありますので、そういったことで年金という問題と高齢者の負担という問題についてはそれぞれ別々に受けたところではありますが、議論の中で統一をしていったほうが良いというようなお話であれば、それについては全然否定をする状況ではありませんので、統一をするということであれば、ぜひお知恵をおかしていただければというふうに思っております。以上です。

**○12番（島田 浩君）**

年金受給者にとりましてはいい考え方もかもしれませんが、請願事項の中でマクロ経済スライドを廃止することとなっていますが、年金を納める現役人口の減少や平均寿命の伸びによって年金をもらう世代がふえるという急速な少子・高齢化が進展して、さきの年金制度が立ち行かなくなっていくことに対して紹介議員はどうお考えなのか、お聞かせください。

そして請願趣旨の中で、消費税の増税と物価上昇、医療・介護保険料の値上げと窓口負担の増加で食費さえも切り詰めなければならないとありますが、現在、年金を支給されていない現役世代の負担も増大していることは明らかであります。紹介議員は、このような傾向で現役世代の負担増について対策は当然考えられているんでしょうね、お伺いします。

**○11番（河合克平君）**

まず、年金について立ち行かなくなるのではないかということについてですが、まず方法としまして、私自身の考えでは、国庫負担金による先ほども言った最低保障年金ということをしていくことによって、よりマクロ経済スライドによる調整ということ以上に低所得者に対する、低収入者に対する給付がふえるものと考えます。

特に先ほどお話しした3万3,000円の支給の場合については、財源は約3兆円必要となります。この約3兆円の財源については、法人税の引き下げをやめさせることですか、大企業の優遇税制をやめさせること、また所得税、住民税の最高税率をもとに戻すことなどによって約6兆円ほどの財源ができる見込みもあります。そういったことも含めて応能負担、能力に応じた形での負担を進めていくというところが一番の方法ではないかというふうに考えております。

また、現役世代については、当然負担が多くなっているということについてはもちろんですので、そういったことでは消費税の増税をやめさせることを含めて財源、税金の取り方ということについても考えていかなければならないというふうに考えておるところであります。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

次に、6番・高松幸雄議員、どうぞ。

**○6番（高松幸雄君）**

では、請願第1号、第2号の若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願についての質問をいたします。

まず、請願内容を実現するにはどのくらいの財源が必要になるのか、またどのような仕組みが必要になるのかを教えてください。

次に、財源になる原資は何か、それはまた誰が負担するのかを教えてください。

最後に、請願に書いてある国際水準並みにという毎月支給ということはどういう意味なのか教えてください。以上です。

○11番（河合克平君）

まず、先ほどお話ししたとおり、マクロ経済スライドを廃止して最低保障年金制度を実現すると、まず第1段階でそういったことを進めていくということについては、財源は3万3,000円の最低保障年金をしたとして3兆円必要である。その財源については、先ほど申し上げたとおり、応能負担の原則ということで能力に応じた形で負担をすべきであるということを考えております。

また、さきの11月ぐらいの野村総研の調査によると、富裕層と言われる方々の財源金額が、275兆円が富裕層と言われる方々の所得、預金になっているということ、また大企業の内部留保については350兆円あるという報道もされている中で、能力に応じた形で負担をしていただくということをお願いすべきじゃないかということを考えております。

また、年金の隔月支給を国際水準並みにということについては、国際水準というのは2カ月に1回ではなくて1カ月に1回支給がされているということで御理解をいただければと思います。以上です。

○6番（高松幸雄君）

能力に応じた財源というような、ちょっと曖昧な回答であったわけでありましてけれども。

それと、請願の国際水準並みにという意味が隔月を毎月という意味で、国際水準並みにというのは別に必要なかった、何か問題があるのかなということはあるんですけども、その点についても伺いたいと思います。

それと、若者も高齢者もというふうに、非常にこれもわかりにくい表現なんですけれども、具体的には何歳ぐらいのことを言っているのか、高齢者と若者ですね。その辺についてどう考えているかも教えてください。

それから、紹介議員としては今の話で何歳から月額幾らの年金を受け取ることが理想であると考えているのか、教えてください。

最後に、先ほど島田議員からもありましたけれども、ちょっとまだ納得できないので、もし請願内容が実現できた場合、この内容で紹介議員は日本の年金制度は何をもって持続が可能というふうに考えているか、教えてください。以上です。

○11番（河合克平君）

まず、請願項目事項の隔月支給を毎月支給に改めることということで、国際水準並みという言葉は要らないんじゃないかということですが、日本ではこういう状況で、海外においては毎月払っていますよということで強調したく、そういう内容にしたものですから、それについては、なしにするということであれば、その同意はできますので、よろしく願います。

また、若者も高齢者も安心できるということの年金制度の実現については、特にこの文書の中にもありますが、非正規労働者が約40%と大幅に増加をしていると。年収200万円以下の生活を余儀なくされている労働者が多いよというところでもありますので、そういったことではニ

ートと言われるような、大学を出たばかり、まだ二十二、三の人たちも含めて若い人たちが年金をどうせ払ってももらえないんじゃないかという、そういう不安の中でいるということが認識としてあります。

また、60歳を超えた方、特に年金をもらわれる方については、その60歳以上の年金の支給を受ける方について高齢者ということを考えておるところであり、今、法律が通ったので10年になりましたけれども、それまでは最低で25年以上の掛金がなければ年金がもらえないという状況もありました。そういったことでは、年金を払う、払わないにかかわらず、最低保障として年金がいただける状況というのが一つは必要でありますし、それを実現することによって内需拡大にもつながる、そういうふうと考えておるところであります。

ですので、先ほども言ったように、国の国庫負担金を年金会計に入れるということで最低保障年金をつくるということと、あわせて今の年金の状況を、マクロ経済スライドをやめていく中でも十分継続していけるおるところであると。

また、年金の積立金においても一般的には半年ぐらいの積み立て、海外においては半年ぐらいの積み立てがある中で年金をしている中で、日本でいうと3年以上の積立金がされているという状況もあるおところでもあります。そういったことでは、積立金を取り崩すことも含めて将来にわたって給付を整えていくということにしていけば、十分持続可能であると考えます。

また、厚生年金についての試算であります。今の人たちの中でも厚生年金に限ってですが、15%保険料を値下げしたとして、その保険料を15%値下げした分は基金を解約して、それで給付に充てていったとしても、今から30年後についても基金の状況はさほど大差がないという計算も出ているおところでもありますので、御理解をいただければと思います。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

まだ答弁漏れです。紹介議員は、何歳から月額幾ら年金を受け取ることが理想と考えていますかということですか。

**○11番（河合克平君）**

今、現状である65歳以上高くするということはないんじゃないかというふうに考えております。今の65歳以上に年齢を高くするというのではなくて、今のまま継続をするということであればというふうに考えております。

**○6番（高松幸雄君）**

あと、幾らぐらい。じゃあ、65歳で幾ら受け取ることが理想ですか。

**○11番（河合克平君）**

最低の生活ができる水準、いわゆる生活保護費でいいますと、1人で6万円で、居住費を含めると大体8万円ぐらいが生活保護費水準ですけれども、そういったところが最低保障をすべき金額ではないかと、大体8万円ぐらいですね。それがまずは最低でも必要な金額というふうに考えております。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・請願第3号及び日程第21・請願第4号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第20・請願第3号：年金積立金管理運用独立行政法人の改善見直しを求める請願について並びに日程第21・請願第4号：年金積立金管理運用独立行政法人の改善見直しを求める請願については、同一内容、同一趣旨でありますので、一括議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・神田康史議員、どうぞ。

○4番（神田康史君）

年金積立金管理運用独立行政法人の改善見直しを求める請願書の3号、4号を一括して質問させていただきます。

現行の株式運用を制限してくださいとありますが、株式運用については一定の割合を堅持していく必要があると考えます。紹介議員はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、請願事項の中で将来の無年金者や低年金者をなくして安定した生活ができるよう制度改革を行うこととありますが、紹介議員は現行の年金制度をどのように改善していくお考えなのか、具体的にお考えになっている年金制度を開示していただけましたら幸いです。

次に、最低保障年金制度の確立を直ちに実施せよとありますが、具体的な案、先ほど少し出てきましたけれども、再度で申しわけありません、御説明ください。

○11番（河合克平君）

では、お答えさせていただきます。

GPIFの運用についてですが、私自身は将来的には全て国債を買うというところにして、リスクを減少させるというところを考えて解決の方向を、それが一番ではないかというふうに考えておるところであります。

株式投資というのをできるだけ、徐々に引き下げていく中でリスクを減少させるということでもあります。一定の状況で、全てをすぐにそれを株式投資から債券に変更するということは難しいかもしれませんが、徐々にポートフォリオを変えていくことが必要であると考えております。

続いて、将来の無年金者や低年金者をなくして安定した生活ができるようにというのはどういった改善かということですが、まず今の年金制度については給付の半分を国が保障すると。給付費の半分を国が財政を入れているというところなんです、これを給付者、年齢者の人に対して国の国庫負担金をしていくということで、給付がない人を含めて給付を保障していくということが今必要であると考えます。

例えば、5万円ほどの今の年金をもらっている方が3万3,000円の最低保障の金額があったとするなら、今の制度にそれを乗せたとする給付がふえる状況にもなりますので、そういう

ことが必要ではないかと。また、掛けていない人についても3万3,000円は保障されるというような、まずはそういう無年金者の人たちまで含めて保障していくということが必要ではないかと考えております。

また、最低保障年金制度については、先ほど申し上げましたが、まずは3万3,000円の保障を各高齢者全てに保障すると、それで3兆円です。その次の段階で、先ほど少し申し上げましたが、月8万円の最低保障にまで引き上げる場合については財源が大体17兆円必要だということになっておりますが、さまざまな優遇措置や税金の応能負担に基づく税制改正、またちゃんとした租税を集めると、所得に応じた形で租税を集めるということをしていけば、その財源というのは十分賄えるものだと考えておるところであります。以上です。

#### ○4番（神田康史君）

先ほどGPIFの株式運用を徐々に制限していくというお話でありましたけれども、諸外国のものも全部私は調べてみましたけれども、GPIF、日本は50%、これがノルウェーだと60%、カナダだと72%、アメリカ・カリフォルニアの場合だと61%、諸外国は全てそのような対応をとられている。これはなぜかと申しますと、基本的には、いわゆる資産運用のプロは適切なポートフォリオを組んでいるからです。そして、リスクヘッジをちゃんと考えているからです。先ほど言われたような部分であれば、やっぱりおかしいことになっていく。つまり、年金というのは本来短期的視点で考えるべきものではなくて長期的な視点で考えるべき部分です。しかも、今、この請願書に書いてあるように、5兆2,342億円損失が出る云々という話、これは含み損であって実際の損害ではありません。しかも、年金資産運用は平成13年から日本はされていますけれども、GPIFで、この15年間で累積の収益は40兆1,898億円ふえています。ということは、基本的には今の体制の対応というのは決して異常な形ではないというふうなことが結論づけできると思うんです。

最後に、先ほど足らなかった分でもう一つだけお願いいたします。最低保障制度の確立を直ちに実施せよという部分について、今、政府が、先ほど河合さんも言われましたけれども、仮にこの消費税を10%にしたときに、消費税増額に伴い、受給資格の短縮、つまり25年、300カ月から10年、120カ月に短縮する、それに伴って年金生活者支援給付金制度創設による最低保障機能の強化対策を一応予定しています。これについてはどのようにお考えでしょうか。以上です。

#### ○11番（河合克平君）

GPIFの運用については、今、アベノミクスという状況の中で拡大されてきた経緯があります。そういったことでは危険リスクが多い、非常にリスクが多くなっている状況の中で拡大がされているというところが、まずは一つとして問題があるんじゃないか、そういった点ではまずは縮小していく。将来的には、アメリカ合衆国の基礎年金については、最低保障年金の基金については全てアメリカの債券を買っているというところもありますので、そういった安全な運用をしていくというところが今必要ではないかというふうに考えております。

また、最低保障年金の制度については、確かに25年から10年という形で拡大がされたという

ことには大きく評価をするべきではあると思いますが、まだまだそれでも10年以内の人たちについては、年度でいくと、人数でいくと、まだまだ無年金者というところが解消される状況ではないです。そういったことでは、無年金者という者の解消については最低保障年金を導入するということがより一層必要なことではないかと考えるところであります。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・請願第5号及び日程第22・請願第6号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第22・請願第5号：後期高齢者の保険料軽減特例継続を求める意見書の提出を国に求める請願について並びに日程第23・請願第6号：後期高齢者の保険料軽減特例継続を求める意見書の提出を国に求める請願については、同一内容、同一趣旨でありますので、一括議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、13番・杉村義仁議員、どうぞ。

○13番（杉村義仁君）

私のほうからは請願第5号、6号、後期高齢者の保険料軽減特例継続を求める意見書の提出を国に求める請願についてお伺いいたします。

この請願は後期高齢者の保険料軽減特例を継続して恒久的な制度とするように求めています。高年齢者に負担をかけない場合、若者世代に負担が重くかかるのではないかと思います。紹介者は、この制度を恒久的な制度とするために高年齢者と若い世代との負担をどのように考えていくべきか、お考えがあれば教えてください。

○11番（河合克平君）

請願書にあるとおり、予算措置を継続してほしいという請願の内容になっております。予算措置については、国費が195億円、地方財政措置が159億円ということで、今、予算措置をしているところであります。そういったことでは、財源については先ほど来申し上げているとおり、所得税の、また大企業、また富裕層の租税負担をしていただく中で財源というのは出てくる。集め方を変えていけば財源は出てくる、そういう形で財源保障をしながら、高齢者が安心して医療にかかれる、長生きできるという状況をつくっていくことが必要であろうということを考えております。

そういったことでは、今、若者の負担がということですが、国からの予算措置を継続するということになりますので、そういったことでは若者の負担について、今以上の負担がなるものではないというふうに考えておるところであります。以上です。

○13番（杉村義仁君）

紹介議員によりますと、まず負担金は、国と、それから法人とか、いろんな税金に頼る、それで確保ができるんじゃないかと言われていると思いますが、高齢者は負担金はゼロになるということであると思います。それで、先ほどから高齢者が受け取るには8万円ぐらいのものが欲しいんじゃないかというふうに理想的に言われておりますが、若者が今後負担をしていく金額は幾らぐらいになると思われているのか。また、それで本当にこれから若者の負担金が継続できるのか、どのように継続をしていくかということを考えてみえるか、教えてください。

○11番（河合克平君）

後期高齢者の保険料軽減の特例をそのまま続けていくということでお話をさせていただいておりましたので、後期高齢者の医療費の継続は予算措置をすれば可能だというところが一番ありますし、年金については、年金給付が低い人から、こういった後期高齢者の保険料もたくさん引かれるというような状況になってしまうと、本当にそういったことでは高齢者の方の生活苦がより一層進むということが考えられますので、そういったことでは継続をしていくべきであろうということをおもっております。

また、若者については、高齢者の方だけを別の保険に追いやったという経緯がありますので、そういったことでは、本来であればこの後期高齢者制度を廃止することによって、より負担の公平性というのが保たれるんじゃないかと思っておるんですが、そういったことでは、今現状の後期高齢者医療制度の対象者の負担を軽減するということについて進めていくべきじゃないかというふうに考えておるところであります。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・委員会付託について

○議長（大島一郎君）

次に、日程第24・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第53号から議案第69号及び請願第1号から請願第6号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

なお、各常任委員会に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大島一郎君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は、12月22日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いをいたします。  
本日はこれにて散会といたします。

午後 4 時51分 散会

